

【施策19】 住環境

～暮らしやすく快適な住環境を備えたまち～

◆展開方向01:市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていただける環境づくりを進めます。

1	都市美形成関係事業費	35
2	兵庫県地区計画推進協議会等負担金	37
3	花と緑のまちづくり推進事業費	39
4	尼崎緑化公園協会補助金	41
5	すまいづくり支援・情報提供事業費	43
6	住宅市街地整備推進協議会負担金	45
7	すまい・まちづくり促進事業費	47
8	緑化基金積立金	48
9	子育てファミリー世帯住宅支援事業費	49

◆展開方向02:快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組めます。

1	空き家対策推進事業費	51
2	都市計画関係事業費	53
3	都市計画市民参画促進事業費	55
4	開発指導関係事業費	57
5	屋外広告物関係事業費	59
6	建築指導関係事業費	61
7	公園維持管理事業費	63
8	公園維持管理事業費	65
9	有料公園施設管理運営事業費	67
10	日本公園緑地協会等負担金	69
11	市営住宅維持管理事業費	71
12	指定管理関係経費	73
13	住宅貸付金収納事業費	75
14	兵庫県地域住宅政策協議会負担金	77
15	耐震診断推進事業費	79
16	公園整備事業費	80
17	臨海西部地区公園整備事業費	81
18	緑の基本計画改定事業費	82
19	特定公園等指定管理者管理運営事業費	83
20	有料公園施設整備事業費	84
21	市営住宅維持整備事業費	85
22	特別賃貸住宅管理事業費	86
23	訴訟関係経費	87
24	市営住宅指定管理者管理運営事業費	88
25	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	89
26	環境モデル都市 住宅エコリフォーム助成事業費	90
27	分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	91

28	既設市営住宅駐車場設置事業費	92
29	市営住宅建替事業費	93
30	市営住宅建替等検討調査事業費	94
31	富松住宅維持管理事業費	95
32	富松住宅指定管理者管理運営事業費	96
33	富松住宅管理基金積立金	97

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市美形成関係事業費	8T21	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	景観法、尼崎市都市美形成条例		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市都市美形成計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和61年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	建築物や工作物は、都市美形成上重要な要素であり、特に大規模なものは景観に配慮した優れたデザインとなるよう誘導する必要がある。また、都市美形成を推進するため、優れた景観資源を守り育てることが大切であり、そのために市民や事業者の理解を得る必要がある。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民が誇りと愛着を持てる、活力のある美しいまちを目指す。
事業概要	都市美形成計画に基づき、届出制度や都市美形成地域指定などの都市美形成を図るための施策を実施するとともに、都市美審議会等の意見を聴きながら都市美行政の推進に向けた企画調整を行う。
実施内容	<p>【法定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観法に基づく届出 <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物や工作物の新築又は増築、改築若しくは移転、外観の一面の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に対し、届出により都市美誘導基準に適合するよう助言・指導する。 届出件数:79件 また、寺町都市美形成地域内の全ての建築行為等に対しても、届出により都市美誘導を図り、歴史的景観を保全するよう助言・指導する。届出件数:2件 【法定外】 ●都市美アドバイザーチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物等のうち特に重要なものに関し、会議等で事業者や設計者に助言・指導を行うとともに、都市デザインのあり方やガイドライン等についての調査研究を行う。開催回数:17回 平成26年度は、都市美アドバイザーチーム会議の意見を聞いて、景観に配慮すべきポイントをわかりやすく示した屋外広告物ガイドラインを策定した。 ●都市美形成建築物 <ul style="list-style-type: none"> 都市美形成建築物の保存計画の策定や技術相談を行うとともに、所有者に対し保存・活用意識の高揚を図るため、歴史的景観建築物の保存の先進事例の見学や講演会の実施の支援等を行う。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	564	551	621	
旅費	6	3	14	職員旅費
需用費	3	5	28	事務用品等
使用料及び賃借料	0	3	0	会場使用料
委託料	555	540	573	業務委託
役務費	0	0	6	筆耕翻訳料
人件費 B	21,072	19,682	18,603	
職員人工数	2.22	2.10	1.99	
職員人件費	18,084	16,603	15,733	
嘱託等人件費	2,988	3,079	2,870	
合計 C(A+B)	21,636	20,233	19,224	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	21,636	20,233	19,224	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	都市美アドバイザーチーム会議で助言指導した件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)							単位	件	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	24年度	50	25年度	47	26年度	50
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	都市美アドバイザーチーム会議を概ね月2回開催し、事業者や設計者に助言・指導を行うことにより都市美誘導が図られている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市美は、市民共有の財産であり、公共空間だけでなく、市民や事業者の協力や理解を得て、民間建物の外観や塀、緑化などの都市美形成を図ることや景観資源の保全などを行う必要がある。大規模な建築物等に対する届出に対して、窓口や都市美アドバイザーチーム会議で事業者と協議を行い、都市美の形成・誘導を行っており、その積み重ねが市内の各地で成果を現している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、法律や条例に基づき、都市美形成を図るための施策等を行政が実施するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	景観法に基づき届出に対して指導等を行っていることや景観アドバイザー会議制度については、阪神間の主な各市(伊丹市、西宮市、宝塚市、三田市、芦屋市)において条例等を定めて実施しており、概ね同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	景観法等に基づく行政による助言・指導や企画調整業務が主である。ただし、都市美誘導を効果的に行うためのデザイン図やガイドラインの作成は、委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			内容	市民や事業者の理解を得て協働で都市美形成の推進を行う必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの取組みにより、都市美形成に関して一定の成果を得ており、継続した取組みを行うことによって成果を拡げる必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度には景観法に基づく尼崎市都市美形成計画を策定し、平成24年度から新たな届出基準や誘導基準を基に、指導・助言等を行い、都市美形成に向けた取り組みを積み重ねている。今後も、景観に配慮した建築物等の形成を進めるとともに、将来、その周辺の建築計画へ波及効果をもたらすことで、本市全体の都市景観の向上につなげていく。また、幹線道路などの沿道店舗等について、沿道側に配慮される緑地が少ない傾向があることから、その誘導に関する対策を検討し、沿道緑化を推進する。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県地区計画推進協議会等負担金 8UJZ	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	兵庫県地区計画推進協議会規約、全国地区計画推進協議会規約	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成3年度	款	40 土木費
施策	19 住環境	項	30 都市計画費
		目	10 調査費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	市街地整備課
所属長名	久保田 隆弘		

①事業概要

事業実施趣旨	地域住民のきめ細かなまちづくりに向けたニーズに対応するため、事業手法である地区計画制度によるまちづくりに関する情報の収集が必要であることから協議会に参加している。
対象 (誰を・何を)	尼崎市、職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地区計画制度によるまちづくりに関する情報の収集及び活用並びに職員の能力向上
事業概要	地区計画制度について全国的な活動・研究を行っている「全国地区計画推進協議会」及び地区計画を活用したまちづくりを進めている県内の市町で構成する「兵庫県地区計画推進協議会」に参加し、他都市の取組状況や課題対策等を把握するほか、合同の研修会や勉強会に参加し、これらを通じて得た情報を地区計画制度を用いたまちづくりの推進に役立てる。
実施内容	地区計画は市町決定計画であり、内容の策定・運用については、自治体独自の工夫等が可能な制度であるため、全国地区計画推進協議会において全国的な情報把握、兵庫地区計画推進協議会において運用等詳細意見交換を行っている。 【全国地区計画推進協議会】 協議会参加自治体が参画する「地区計画行政研究会」を通じて本市の地区計画情報の提供等を行うことにより、市単独では困難な全国規模の地区計画等の制度・運用情報及び制度設計に関する研究成果を、密集まちづくり、駅周辺開発、地区まちづくり制度等、市内のまちづくりに活用するとともに、全国の先進的な制度研究結果などを得ることにより、職員の能力向上を図っている。 【兵庫県地区計画推進協議会】 県内参加市町との地区計画の具体的な制度運用に関する詳細な情報交換及び研修会等を通じ、職員の能力向上を図っている。 平成26年度研修会テーマ「戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画について」他

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	12	57	57	協議会負担金
負担金補助及び交付金	12	57	57	
人件費 B	1,358	1,318	892	
職員人工数	0.17	0.17	0.11	
職員人件費	1,358	1,318	892	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,370	1,375	949	
C の 財 源 内 訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,370	1,375	949	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	地区計画制度を用いてまちづくりを進めている他の市町での取組状況や課題対策等を把握するほか、研修会・勉強会への参加や、会員限定の刊行物等の活用により、本市の地区計画制度を用いたまちづくりの推進に役立てることができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市では、改定された総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、今後の市民主体のまちづくりの支援策として、地区計画等のソフト施策の活用が増大している。地区計画等を市の独自施策として活用し、効果的なまちづくりを進めていくため、関連まちづくり制度の研究や、他都市の運用状況等、より幅広い情報の収集及び職員の育成に努める必要がある。このため、全国地区計画推進協議会においては、会員限定刊行物等の活用等により本市の特性に類似する全国の先進的な制度研究を行うとともに、兵庫県地区計画推進協議会において、県内市町と協働し、研修会及び学習会の参加や、具体的な制度運用に関する情報交流を行い、職員の能力向上を図っている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各協議会規約に基づき、経費が定められており、阪神間の自治体では、全国地区計画推進協議会については西宮市が、兵庫県地区計画推進協議会については全市町が、本市同様に負担している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	協議会の会員に地方公共団体として参画しているため。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	地方公共団体で構成される協議会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	協働によるまちづくりの手法である地区計画制度の推進を図っていくためには、同様な取組を進めている他都市の状況や今日のまちづくりの進め方及び課題対策等についての幅広い情報が得られるとともに、職員の育成を図るうえにおいても、参加は必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	地区計画制度に関する情報の収集や担当職員の育成などのため、今後とも利用、活用していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	花と緑のまちづくり推進事業費	8W2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心をもち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川浩志		

①事業概要

事業実施趣旨	緑豊かなまちづくりを進めることは住環境の改善をはじめ、まちの活性化等の面で重要であるため、市民憲章にも謳われているとおり、緑化に係る市民参加を推進する。
対象(誰を・何を)	市民・市民ボランティア
求める成果(どのような状態にしたいか)	協働のまちづくりの一環として、まちを花で飾り美しくすることで、本市のイメージアップを目指す。また、緑化意識の高揚及び浸透を図ると共に花づくりを通じ、コミュニティの醸成にも資する。
事業概要	緑の相談所等で緑化普及啓発を行い、市民の緑化意識の高揚を図ると共に、市民ボランティア等が企画・実施する「街なみ街かど花づくり運動」や「花のまちあまがさきチューリップ」を支援する。
実施内容	<p>【街なみ街かど花づくり運動】 街かどに花を飾り、尼崎市のイメージアップを図り、住み続けたい魅力的な街なみにするため、花苗を育成し身近なスペースに花壇を造成管理する市民ボランティア組織「尼崎花のまち委員会」の活動が円滑に推進できるよう(公財)尼崎緑化公園協会に委託している。平成26年度から体験型花壇講習会を実施し、より気軽に花づくりに参加できる場を提供している。 (市民ボランティア会員推移) 平成26年度:139グループ(826人)個人会員22人、合計848人 平成25年度:135グループ(765人)個人会員21人、合計786人</p> <p>【花のまちあまがさきチューリップ運動】 身近な花であるチューリップを市民・事業者・行政がそれぞれの立場で植栽し花への関心を高め、花のまち尼崎のイメージを内外に発信する。 【チューリップ運動東日本大震災被災地復興支援事業】 寄付により宮城県気仙沼市にチューリップを植栽することで、気仙沼市民を元気づけ復興に向けて支援する。 【緑の普及啓発事業】 (公財)尼崎緑化公園協会に緑の相談所の運営を委託し、緑化普及啓発を行っている。平成26年度から緑化相談業務を上坂部西公園1箇所に集約し中央公園パークセンターは情報発信に特化した。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	30,610	82,667	83,462	
需用費	2	85	157	ガソリン代、消耗品等
委託料	30,408	82,189	82,870	街なみ街かど花づくり運動等
旅費	188	207	234	職員旅費
使用料及び賃借料	12	12	13	レンタカー使用料
その他	0	174	188	緑化保険等
人件費 B	1,955	6,009	7,195	
職員人工数	0.24	0.76	0.91	平成26年度より「緑の緑化普及啓発事業費」を統合
職員人件費	1,955	6,009	7,195	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	32,565	88,676	90,657	
C 国庫支出金				
県支出金	24	6	6	県民まちなみ緑化事業市町業務委託金
市債				
その他	0	390	1,426	緑化基金繰入金
一般財源	32,541	88,280	89,225	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動グループ数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)						単位	グループ		
目標・実績	目標値	144	達成年度	27年度	24年度	138	25年度	135	26年度	139
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年度より、前年度より5グループ増加を目標としている。 前年度より4グループ増加し、会員数は62名増加している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民ボランティアにより花であふれた街なみを形成することは、本市のイメージアップにつながるだけでなく、市民にとっても自分たちが育てた花苗が街の花壇を飾ることは尼崎市に愛着を持つことにもつながり、緑化活動には有効である。緑の普及啓発にとって街なみ街かど花づくり運動に参加するボランティアは非常に重要な役割を担っており、必要不可欠な存在である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市民自らが無償ボランティアでまちの緑化活動を行っているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間や近隣他都市では、ある程度大きく育った苗をボランティアに配布しボランティアが街なみに花を植えていくという活動はしているが、「尼崎花のまち委員会」のように種蒔きから花壇づくりまでトータルに花づくりに関わっている無償ボランティアは本市以外は事例がない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	事業の運営は、(公財)尼崎緑化公園協会に委託している。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容	市民・市民ボランティアへ緑化の専門的知識を提供することによって、市民活動の推進を図っていく。

⑧総合評価

総合評価	維持	街なみ街かど花づくり運動に参加する市民ボランティアにより花であふれた街なみを形成することは、本市のイメージアップにつながるだけでなく、市民にとっても自分たちが育てた花苗が街の花壇を飾ることは尼崎市に愛着を持つことにもつながる。また、公開事業たな卸しの点検結果を受け、平成26年度より体験型花壇講習会を新たに実施するなど、緑化活動に非常に重要な役割を担う市民ボランティアの人口を増加させ、緑化を推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民ボランティアの高齢化が見受けられることから、次世代の市民ボランティアの増加を図り、持続可能な緑の普及啓発事業の活性化を図っていく。特に新たなボランティア活動を増やしていく方策として、平成26年度より体験型花壇講習会を実施し、引き続き花づくりに取り組む人口の増加を図っていく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎緑化公園協会補助金	8W51	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和61年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川浩志		

① 事業概要

事業実施趣旨	尼崎市緑化基金の運用収入を(公財)尼崎緑化公園協会へ補助金として交付し、民有地の緑化事業やイベント等の緑化普及事業の推進を図っていく。
対象(誰を・何を)	市民・市内全体
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内における緑の保全、緑化普及事業の推進を図る。
事業概要	(公財)尼崎緑化公園協会に、尼崎緑化基金の運用収入を補助金として交付し、生垣助成、保護樹木保護助成などの民有地緑化、花と緑のイベント等による緑化普及事業の推進を図る。
実施内容	<p>【実施内容】 尼崎市緑化基金の運用収入を(公財)尼崎緑化公園協会へ補助金として交付し、民有地の緑化事業やイベント等の緑化普及事業の推進を図っていく。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 民有地の緑化事業 ・保護樹木等保護行為助成金 助成件数:5件 ・生垣等設置助成金 助成件数:1件</p> <p>(2) 緑化普及啓発イベント ・春の花と緑のフェスティバル(緑化関係団体による催しや展示会等) ・尼崎さつき展(尼崎臈月協会会員が育成した盆栽の展示販売や見所ガイド、表彰) ・尼崎市菊花展(尼崎市菊花協会会員が育成した菊花の展示や草花の販売、菊に関するクイズ、表彰)</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,923	3,155	3,159	
負担金補助及び交付金	3,923	3,155	3,159	
人件費 B	1,466	1,502	869	
職員人工数	0.18	0.19	0.11	
職員人件費	1,466	1,502	869	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,389	4,657	4,028	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,923	3,155	3,159	緑化基金運用収入
財源内訳	1,466	1,502	869	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	保護樹木本数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)						単位	本		
目標・実績	目標値	65	達成年度	27年度	24年度	65	25年度	65	26年度	65
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成でせず <input type="checkbox"/> 下回った 緑化基金の運用収入を活用して、保護樹木を減らすことなく維持するなど、緑化普及啓発を行うことができた。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	次世代に向けて緑にあふれた明るく豊かでうらおいのある街づくりのため、尼崎市緑化基金の運用収入を活用し、緑の保全等に取り組む必要がある。 (公財)尼崎緑化公園協会の設立趣旨は、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かで潤いのある町づくりを推進することであり、緑化に関して専門的知識を有する当該法人へ補助金を交付することにより実施される各種緑化事業は、本市の緑化普及啓発の推進に寄与するものである。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市と比較した場合、西宮市では本市より金額、対象と手厚い助成を行っている一方、伊丹市のように助成を全く行っていない市もあり、各市の取組みが異なることから比較は難しい。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来 補助金交付事業は、市が行うべき事業である。

⑧ 総合評価

総合評価	<p>改善</p> 一般財源を使わずに尼崎市緑化基金の運用収入を活用して民有地緑化や市内緑化普及啓発事業を実施することは有効な施策であり、今後も引き続き実施していく。 季節の風物詩として定着しているイベントにおいては、一部の花だけに特化することなく、幅広く市民が緑化や花づくり全般に興味を持つよう、効果的なものにしていく必要がある。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	(公財)尼崎緑化公園協会が実施する補助金事業(緑化普及事業)については、市民ニーズや本市の実情に応じたより効果的な事業を検討、展開する必要がある。 緑化イベントについては、菊やさつきだけに特化することなく様々な企画を検討し、幅広く市民が参加できるものにする。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	すまいづくり支援・情報提供事業費	9H3T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律等		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心をもち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっている環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	住宅・すまいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	市民が安心して住み続けられるよう、少子高齢化の進行や、環境配慮、ストックの活用といった、本市のすまい・まちづくりの課題に対応するため、協働によるすまい施策を広く展開する。
対象(誰を・何を)	市民、関係団体
求める成果(どのような状態にしたいか)	マンション管理セミナーについては、各マンション管理組合が主体的に円滑なマンション管理・運営を行うとともに、尼崎市すまいづくり支援会議の実施や、住まいに関するホームページの運営においては、より一層の市民への事業関与を促しながら、すまい施策の全般の推進を図る。
事業概要	マンション管理等に関するセミナーの開催やマンション管理組合ネットワークの支援を行うとともに、尼崎市の住宅政策や魅力等に関する情報について“あまがさき”に住もうネットを作成・運営し、分かりやすく情報発信する。また、尼崎市すまいづくり支援会議において、すまい・まちづくりに関する情報交換や課題解決に向けた方策を検討する。
実施内容	<p><平成26年度実績></p> <p>1 尼崎市すまいづくり支援会議の開催(2回) 市民団体・事業者・行政などによる住まいのネットワークづくりを構築するとともに、住まいに関する課題対応方策の検討を実施。</p> <p>2 各種セミナーとマンション管理組合交流会・ネットワーク定例会の開催 (1) マンション管理セミナー(3回) 適正なマンション管理運営に向けたセミナーを実施。 (2) マンション管理組合交流会(4回) マンション管理組合(40組程度)同士による情報交換を行う。 (3) マンション管理組合ネットワーク(あまかんネット)定例会(月1回) 平成25年5月に『あまかんネット』が設立され、定期的に役員会を開催。</p> <p>3 住まいに関するホームページ(“あまがさき”に住もうネット)の運用・保守 本市の住宅政策やまちの魅力等について、一元的に情報発信するサイトとして運営し、内容の更新や市民等との協働の取組みによるコンテンツ拡充業務を実施。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,389	1,650	1,503	
需用費	14	13	18	消耗品費
委託料	1,260	1,493	1,296	すまいホームページ運用保守委託料等
報償費	80	102	144	セミナー報償費
使用料及び賃借料	29	35	36	セミナー会場費
その他	6	7	9	
人件費 B	7,366	7,590	8,084	
職員人工数	1.00	0.96	1.02	
職員人件費	7,366	7,590	8,084	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	8,755	9,240	9,587	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,755	9,240	9,587	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	“あまがさき”に住もうネットのアクセス数						単位	人		
目標・実績	目標値	16,000	達成年度	26年度	24年度	—	25年度	15,672	26年度	20,355
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年4月に開設した“あまがさき”に住もうネットについては、平成26年度の閲覧件数は目標を上回り、127%の達成率であった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市すまいづくり支援会議は、市民団体・事業者・行政が連携し、住まいに関する問題解決に向けて取り組むネットワークであり、会議や日常の情報交流を通じて、新たな協働によるすまい施策を構築していく必要がある。 ・マンション管理組合のネットワーク組織やセミナーでは、マンションの適正管理のための情報提供や、管理組合間の情報交換を行っており、マンションの適正な維持保全に寄与している。 ・“あまがさき”に住もうネットは、本市の住宅施策や魅力等について、情報発信することにより、尼崎市への居住・転入の促進に取り組んでいく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直し理由	すまいづくり支援会議、“あまがさき”に住もうネット、市主催セミナーについては、市の役割として支援していくものであるため、受益者負担を求めものではない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市すまいづくり支援会議は、本市が独自に進めている取組であり、住まいに関するホームページ及びマンション管理組合ネットワーク活動、マンション管理セミナーは、他都市においても事例が見られる。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
委託理由	“あまがさき”に住もうネットの作成・運用においては、民間事業者に業務委託を行っている。マンション管理組合交流会については、平成26年度からあまかんネットが主催で実施している。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状				●																					
将来像			○																						
内容	“あまがさき”に住もうネットについては、コンテンツ作成に当たり、市民等と協働の取組みを行っている。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市すまいづくり支援会議はネットワーク型の協働事業で、すまい・まちづくりに関する情報交換や課題解決に向けた方策を検討してきた。 ・マンション管理セミナーやマンション管理組合交流会については、毎回数多くの方が参加しており、協働の取組として進めてきた。 ・“あまがさき”に住もうネットについては、庁内の関係各課や市内の大学等と連携を図りながら、内容の更新に取り組んできた。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理セミナーについては、管理に関する情報提供を行うことにより、市として適正な管理を促してきたとともに、マンション管理組合交流会については、平成26年度から尼崎マンション管理組合ネットワーク主催で行っているが、市としても引き続き側面的な支援を継続する。 ・“あまがさき”に住もうネットについては、コンテンツの拡充を図る。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	住宅市街地整備推進協議会負担金	9J2A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	住宅市街地整備推進協議会規約		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成元年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	20 住環境整備事業費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心をもち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	市街地整備課
所属長名	久保田 隆弘		

① 事業概要

事業実施趣旨	良好な住環境の形成を図るため、種々の住環境の整備手法や、特に、密集市街地における整備・改善に向けた取組方法などについて、幅広い情報の収集が必要であるため、協議会に参加している。
対象 (誰を・何を)	尼崎市、職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	住宅市街地総合整備事業や住環境整備事業に関する情報の収集及び活用並びに担当職員の能力向上
事業概要	住宅市街地総合整備事業や住環境整備事業に関する情報収集、意見交換、研修会の開催等を行っており、これらに参加することによって得た情報を今後のまちづくりの推進に役立てる。
実施内容	【住宅市街地整備推進協議会】 住宅市街地総合整備事業や住環境整備事業の展開を図り、住宅市街地の整備に寄与することを目的に、当協議会が実施する研修会及び調査研究等により、同様な取組を進めている他都市の状況等について情報収集を行い、業務の参考とするともに、職員の育成に役立っている。 H27研修会テーマ「密集住宅市街地整備事業 荒川二・四・七丁目地区について」他

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	20	20	20	協議会負担金
負担金補助及び交付金	20	20	20	
人件費 B	905	1,318	892	
職員人工数	0.11	0.17	0.11	
職員人件費	905	1,318	892	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	925	1,338	912	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	925	1,338	912	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 住環境整備事業の施行により、まちづくりを進めている市町の取組状況や課題対策等を把握するほか、合同の研修会や勉強会、現地見学会等への参加により得た情報等を、本市の住環境整備事業の参考とすることができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	住環境整備事業の施行により、まちづくりを進めていくには、同様な取組を進めている他都市の状況や課題対策等を把握するとともに、個別、具体的かつ、幅広い情報の収集を図る必要がある。また、協議会が開催する研修会や見学会等への参加により、具体的な整備事例などについて学習し、業務の参考とすることができた。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	住宅市街地整備推進協議会規約に基づき、経費が定められており、兵庫県及び神戸市においては、住宅市街地整備推進協議会に本市同様に負担している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	協議会の会員に地方公共団体として参画しているため。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 地方公共団体で構成される協議会に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	良好な住環境の形成を目的として施行する住環境整備事業については、今後とも全国的な状況や最新の情報等について、常に把握しておく必要がある。また、ブロック会議等における情報交換や推進方策の検討などについても、重点密集市街地の整備・改善に取組んでいる本市にとって必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	住環境整備事業に関する情報の収集や担当職員の育成などのため、今後とも参加していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	すまい・まちづくり促進事業費	8U1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市住環境整備条例、まちづくり協議会助成要綱		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和60年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	10 調査費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にいかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	市街地整備課、戸ノ内開発事務所
所属長名	久保田 隆弘、辻堂 功		

①事業概要

事業実施趣旨	日常生活の基盤となる住環境について、住民の思いが、将来に渡り現在の環境を保全していきたいとする地域やより良い環境に改善していきたいとする地域があり、こうした地域住民のニーズを踏まえたまちづくりを進めていく。
対象 (誰を・何を)	市街化区域全体、住民等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地域住民のニーズや地域の特性を踏まえた、まちづくりを推進する。
事業概要	ありたいまちを目指した、地域住民等によるまちづくり計画の策定を支援するため、専門的かつ技術的なアドバイスを行うため専門家を派遣するほか、まちづくり協議会への活動助成を行う。
実施内容	まちづくり協議会に対する活動支援 <平成26年度 実績> 戸ノ内町北・南地区まちづくり協議会 ・まちづくり委員会及び総会の開催 ・住宅市街地総合整備事業に係る定例会合開催 ・住宅地区改良事業等の説明会や意見交換会の開催 ・広報誌の発行

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,744	1,665	7,400	
委託料	1,444	1,441	6,500	すまい・まちづくり専門家派遣事業費
負担金補助及び交付金	300	224	900	まちづくり協議会助成金
人件費 B	5,612	6,722	6,498	
職員人工数	0.72	0.94	0.85	
職員人件費	5,612	6,722	6,498	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,356	8,387	13,898	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,356	8,387	13,898	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	緑化基金積立金	8W3A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和61年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にいかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川浩志		

①事業概要

事業実施趣旨	緑の保全及び緑化事業の推進の要する財源を安定的に確保する必要がある。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	緑化基金の安定・有効な運用を図り、運用事業として緑化推進事業を展開していく。
事業概要	市政70周年記念事業として昭和61年から10か年で市民と市が5億円を積立、その運用収入で緑化事業を推進している。主な緑化事業は、保護樹木等助成、生垣等設置助成及び緑化普及啓発事業等。
実施内容	尼崎市緑化基金の運用収入は、緑化基金補助金として(公財)尼崎緑化公園協会へ交付し、緑化推進事業を実施している。 【緑化基金積立額及び運用収入】(単位:千円) H26年度末:603,566 運用収入3,155 H25年度末:601,851 運用収入3,924 H24年度末:600,564 運用収入4,489

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,287	2,105	3,159	
積立金	1,287	2,105	3,159	
人件費 B	326	632	869	
職員人工数	0.04	0.08	0.11	
職員人件費	326	632	869	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,613	2,737	4,028	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,287	1,250	3,159	緑化基金寄付金
一般財源	326	1,487	869	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	子育てファミリー世帯住宅支援事業費：9H1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—	事業区分	義務等
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価：無)	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成11年度	款	40 土木費
施策	19 住環境	項	40 住宅費
		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

① 事業概要

事業実施趣旨	子供のいるファミリー世帯の市外流出傾向が伺われるため、市内居住を促進し、居住水準の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	持家を取得しようとするファミリー世帯に対して支援を行うことにより、ファミリー世帯の市内居住を促進し、居住水準の向上を図る。
事業概要	子育てファミリー世帯の居住の促進や居住水準の向上を図るため、一定水準の持家を取得した子育てファミリー世帯に対し、30万円の補助金を一括支給する。(同居・近居の場合は50万円)
実施内容	<p><事業内容> 平成23年度に旧制度を見直したため、平成25年度は新制度の新規申請と旧制度の更新申請(22年度新規申請分)の受付を行い、交付決定分に補助を行った。 平成26年度は、旧制度の「持家取得資金利子補給制度」の継続分が終了したため、「持家取得資金補助制度」の交付決定分に補助を行った。 ■持家取得資金補助制度(平成23年度からの新制度)</p> <p><主な補助条件> ・中学生以下の子どもと同居している親子世帯であること ・取得した住宅の床面積が、一戸建の場合は100㎡以上、マンションの場合は75㎡以上であること</p> <p><補助金額> 一括で300,000円(近居世帯・多世帯は500,000円)を補助 <平成26年度交付決定世帯数> 373世帯(新規申請世帯数205件、落選世帯数168世帯)</p> <p>なお、当該事業は平成26年度末で廃止。 平成27年度は平成26年度の抽選で落選となった世帯のみを対象として予算計上。</p>

② 事業費

(単位：千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	134,507	122,903	61,000	
貸付金補助及び交付金	134,504	122,900	61,000	持家取得資金補助金等
使用料及び賃借料	3	3	0	抽選会場使用料
人件費 B	7,718	8,017	4,342	
職員人工数	1.00	0.58	0.18	
職員人件費	6,065	4,585	1,427	
嘱託等人件費	1,653	3,432	2,915	
合計 C (A+B)	142,225	130,920	65,342	
C 国庫支出金	67,546	61,147	30,500	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	74,679	69,773	34,842	

(このページは白紙です)

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	空き家対策推進事業費	1E14	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	空き家対策の推進に関する特別措置法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築安全担当
所属長名	梶井 巖夫		

①事業概要

事業実施趣旨	管理が不適正な空家の対策について、先進事例や空家問題に関する研究を行い、条例制定に向けた取組みを進めることにより、安心して安全な市民生活を確保する。
対象(誰を・何を)	市内の老朽危険空家等
求める成果(どのような状態にしたいか)	老朽危険空家による周辺への様々な被害がなく、市民が安心して生活できること。
事業概要	管理が不適正な空家の対策について、条例制定や空家問題に関する研究を行い、条例制定に向けた取組みを進める。また、市内の老朽危険空家等に関する相談を受け、相談内容により担当部署へ引き継ぐ。
実施内容	<p>1 尼崎市危険空家等対策に関する条例の策定</p> <p>2 庁内会議の継続運営等</p> <p>3 老朽危険空家等についての市民相談 市民相談受付件数 平成25年度 79件 平成26年度 76件</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	146	1,022	
需用費		85	237	消耗品
工事請負費		0	678	応急措置
旅費		36	39	
備品購入費		0	42	
その他		25	26	
人件費 B	0	7,844	19,917	
職員人工数		0.85	2.26	専属担当係の設置に伴う人員増
職員人件費		6,720	17,911	
嘱託等人件費		1,124	2,006	
合計 C(A+B)	0	7,990	20,939	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳		7,990	20,939	
一般財源		7,990	20,939	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	90	達成年度	29年度	24年度	—	25年度	50.6	26年度	58.5
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	市内の老朽危険空家等に関する問題については、多方面に渡る課題があることから、解決に至っていない案件がある。今後については、条例等に基づく取組み等を行うことにより、所有者による空家管理の一層の適正化を図り、目標値の達成に努める。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市内の老朽危険空家の倒壊、放火、ごみ不法投棄等の様々な被害は、市民等の生命、身体又は財産を脅かすものであり、本来は空家の所有者が解決すべきではあるものの、長年放置され解決に至っていないケースもあることから、市民等の良好な生活環境の保全と安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、「尼崎市危険空家等対策に関する条例」を制定し、当該条例に基づき解決を図ることが必要である。また、空家問題の解決するためには、関係部署間の連携体制の確立が不可欠であり、そのための総合的な調整を行うため、庁内検討会議を実施する必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	行政代執行、応急措置等の実施に際しては、相手方が特定できる場合は、適正にその費用の請求を行っていく。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>(1) 県内自治体の「空家条例」制定状況 神戸市、三木市、小野市等9市(平成26年4月1日現在。阪神間他都市においては実績なし。)</p> <p>(2) 国の状況 「空家等対策の推進に関する特別措置法案」を平成27年5月26日より全面施行。</p>
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																				
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																				
	条例の制定等に係る事務は、地方自治法第2条第2項に基づき、市が行うべき業務である。空家の所有者調査等については、相続の問題等専門的な知識が必要な業務であることから、将来的には専門業者へ委託することが考えられる。																				
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">空家問題については、本来は所有者が解決すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		A	B	C	D	E	内容	現状			●			空家問題については、本来は所有者が解決すべきものである。	将来像	○				
	A	B	C	D	E	内容															
現状			●			空家問題については、本来は所有者が解決すべきものである。															
将来像	○																				

⑧総合評価

総合評価	<p>拡充</p> <p>今後については、平成27年10月1日から施行される条例に基づく応急措置等の取り組みを行うとともに、当該条例の市民周知、啓発等を行う。また、空家対策先進都市の視察を行い、本市の対策の参考とする。さらに、平成27年度には空家等実態調査を実施し、市内の現状を把握するほか、調査結果を今後の空家対策の基礎資料として活用する。 庁内会議についても継続運営し、関係部署と引き続き連携を図る。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	特別措置法及び条例に基づいた空家等対策のさらなる取組みを進めるほか、空家等実態調査の結果に基づき、空家問題の解決に向けた手法を検討していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市計画関係事業費	8T1A	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	都市計画法、環境整備条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	都市計画課、市街地整備課
所属長名	渡辺 悟、久保田 隆弘		

①事業概要

事業実施趣旨	社会経済情勢や土地利用状況の変化の中、地域の特性にあった、都市計画の企画調整及び都市計画の決定、変更等を行う。
対象(誰を・何を)	市域全体
求める成果(どのような状態にしたいか)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。
事業概要	都市の健全な土地利用と秩序ある整備を図るため、都市計画の決定、変更等を行い、用途地域等の定期見直し、都市計画図の修正等の事務を行う。
実施内容	(法定) ○都市計画変更関係事業 都市計画道路変更に伴う用途地域等の境界について、影響や課題を調査し、方向性の検討を行った。 ○都市計画審議会の円滑な運営(開催回数 3回) 生産緑地地区の変更、都市計画区域マスタープラン及び都市計画道路網等の見直しについて調査審議を行った。 ○住環境整備審議会の円滑な運営(開催回数 1回) 住宅の最低敷地面積基準定後における動向について報告を行った。 (法定外) ○都市計画図のPDF化 都市計画図及び地形図をPDF化し、市民及び事業者が尼崎市ホームページで閲覧、印刷できるように改善した。 ○一般管理事業 住居表示板等の保守管理を行った。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,681	3,457	5,183	
需用費	285	306	525	消耗品費等
委託料	2,195	3,013	4,430	都市計画図PDF化業務等
役員費	37	12	4	保険料
旅費	150	126	190	審議会委員説明等に伴う旅費
その他	14	0	34	説明会会場使用料、公課費
人件費 B	36,533	58,136	74,314	
職員人工数	4.93	8.61	10.57	
職員人件費	34,957	58,136	74,314	
嘱託等人件費	1,576	0	0	
合計 C(A+B)	39,214	61,593	79,497	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	342	359	337	市政資料等頒布収入
財源内訳 一般財源	38,872	61,234	79,160	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	都市計画審議会等開催回数 (効果の数値化が困難であるため、活動指標を設定)					単位	回			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	24年度	5	25年度	5	26年度	4
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成でせず <input type="checkbox"/> 下回った 都市計画審議会等による審議により、都市計画行政の適切かつ円滑な運営が図られた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市計画の活用を図るため、都市計画法や環境整備条例に基づき、必要な審議会運営、図面等の作成を行う必要がある。都市計画審議会、環境整備審議会の運営は、都市計画決定や条例改正に必要である。また、都市計画図の利用頻度は高く、市政資料として有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本事業は市が主体となって行うべきものであり、受益者負担を求めるものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	ただし、都市計画図(白図、総括図)については、印刷に必要な経費等を販売価格としている。

⑥他自治体比較

他自治体及び基準比較	都市計画図(白図、総括図)の販売については、阪神間他都市と販売価格の比較においてもほぼ同水準である。都市計画図・地形図のPDF化によるホームページでの閲覧、印刷は他の自治体でも実施している。
------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	都市計画変更関係に伴う業務委託や、都市計画図作成については、既に実施しているが、都市計画審議会、住環境整備審議会の運営については、市が直接実施しなければならない。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	審議会等において市民、事業者の意見を取り入れ、都市計画行政の適切かつ円滑な運営を図っている。
	現状 将来像	

⑧総合評価

総合評価	維持	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保、並びに適正な制限のもとで土地の合理的な利用を図ることが必要であることから、法定事業として継続する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	都市構造上から見た土地利用の課題に対応するため、継続して都市計画基礎調査結果を用いたデータ分析や現地調査を通して今後の具体的規制誘導方を検討し、もって都市計画の健全な発展と土地利用の課題解決を図っていく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	都市計画市民参画促進事業費	8T1G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	都市計画法、住環境整備条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	都市計画課
所属長名	渡辺 悟		

① 事業概要

事業実施趣旨	協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに対する市民・事業者の関心を高め、都市計画及び都市計画マスタープランについて周知・PRを行う。
対象 (誰を・何を)	市民・事業者及び市域全域
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民・事業者のまちづくりの関心を高め、協働によるまちづくりを推進し、都市計画マスタープランの見直し事業参加に繋がる人材育成を図る。
事業概要	平成26年3月に改定した尼崎市都市計画マスタープランに沿った『都市計画及び都市計画マスタープランの周知』、『市民との協働によるまちづくりの促進』、『都市計画マスタープランの進行管理』の推進を行う。
実施内容	<p>1 都市計画に関する情報提供(市民向け啓発物の作成、既存データの再整理) 「尼崎市都市計画読本」の作成:業務委託により、市民向け、子ども向けに本市の都市計画をわかりやすく解説した都市計画読本を作成した。 都市計画に関するデータの整理:都市計画基礎調査や本市の都市計画情報を整理し、わかりやすい形でホームページに掲載、また、検索しやすいホームページの再構成を行った。</p> <p>2 人材育成の場の提供 協働のまちづくりに対する市民及び事業者の意識の向上を図るとともに、都市計画及び都市計画マスタープランの理解度を向上させるため、市民・事業者向けにまちづくり講座を5回、子ども向けに小学校出前授業を2回(計4クラス)開催した。</p> <p>3 都市計画マスタープラン進行管理手法の構築及び進行管理の実施 都市計画に関するデータの把握及び総合計画のアンケート結果の活用等を検討し、都市計画マスタープランの進行管理のための指標の設定を行った。次年度以降も点検結果をホームページで公表しながら、平成30年度の都市計画マスタープランの中間見直しにつなげる。</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	3,000	2,093	
需用費		100	1,235	印刷製本費、消耗品
役務費		2	20	保険料
委託料		2,898	0	都市計画読本作成業務
使用料及び賃借料		0	603	パソコンリース料、会場使用料
備品購入費		0	235	プロジェクター購入
人件費 B	0	8,776	8,718	
職員人工数		1.11	1.20	
職員人件費		8,776	8,718	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	0	11,776	10,811	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他				
財源内訳	0	11,776	10,811	
一般財源				

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	出前講座・まちづくり講座等の参加人数 (効果の数値化が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	209
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	イラスト満載の都市計画読本を作成し、都市計画に興味を持ってもらえるようなきっかけづくりとなるPR本ができた。出前講座・まちづくり講座を開催することにより、都市計画について周知・PRを図ることができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市計画マスタープランに掲げる、市民・事業者・行政がまちづくりに対する役割と責任を認識し、「協働によるまちづくり」を実現するため、ホームページや講座での都市計画の情報提供は有効であり、当該事業は必要不可欠である。 市民向けまちづくり講座及び小学校出前講座で実施したアンケートにおいて、多くの参加者から「受講を通じて都市計画についての理解が得られた」、「身近に感じた」という意見を得ることができたことから、今後とも、当該事業の推進は必要であると考えている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担の見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市が主体となって行うべきものであり、受益者負担を求めるものではない。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	都市計画に関する既存データの再整理、継続的な更新のほか、市民向けまちづくり本の作成やまちづくり講座の開催等について、他都市で実施している事例あり。 ・まちづくり講座等を実施している自治体:西宮市(西宮まちづくり塾)
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	市民・事業者が都市計画等についての理解度の向上を図り、都市計画マスタープランの見直しにも参加してもらえる人材を育成することが目的であるため、目的を達成するために必要なイベントの開催や講師を招いた講座等を開催することも手法のひとつと考えられる。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			内容	都市計画のわかりやすい情報提供を行うことにより、市民・事業者が都市計画関連事業の推進及び都市計画マスタープランの見直しに参加しやすい土壌を醸成する。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像			○																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	都市計画マスタープランに掲げる協働のまちづくりを推進するために、都市計画に関する情報を十分に周知していくことは重要であり、継続する必要がある。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画読本を活用した講座を行うこと。 ・継続して講座に参加してもらえるように、魅力ある講座を企画すること。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	開発指導関係事業費	8T1K	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	都市計画法、住環境整備条例ほか		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	良好な住環境の形成を図るため、法令（建築基準法、都市計画法等）による規制に加え、住環境整備条例等の規程を設けて適切な開発事業等の規制・誘導に取り組んでいる。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	良好な住環境の形成を図り、秩序ある都市環境の実現を目指す。
事業概要	開発事業等によって生じる住環境、都市環境への影響に対して、法令等による届出・申請制度により、規制・誘導を図る。
実施内容	<p>【法定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発許可業務 都市計画法の開発許可制度により、無秩序な市街化を抑制し、良好な水準の市街地の形成を図る。 ・開発許可申請件数：19件 <p>【法定外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発指導業務 住環境整備条例に基づく「大規模開発事業の構想段階での届出」及び「開発事業事前協議」並びに「駐車場に係る法令に基づく届出等の制度により、建築物等の規制・誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。 ・大規模開発構想届出件数：13件 ・開発事前協議届出件数：999件 ●住環境保全調整業務 住環境整備条例に基づく中高層建築物・ワンルームマンションの建築に係る紛争調整制度、環境をまもる条例に基づく「生活環境を阻害するおそれのある事業の届出」及び空地の適正管理、並びに遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例による制度により、住環境等の保全のための規制・誘導を行う。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	162	202	263	
旅費	13	17	21	職員旅費
需用費	93	170	228	公用車の維持管理等
役員費	37	12	0	公用車に係る保険料
使用料及び賃借料	10	3	14	会場使用料
公課費	9	0	0	公用車重量税
人件費 B	37,421	39,417	38,631	
職員人工数	4.01	4.61	4.51	
職員人件費	32,665	36,447	35,656	
嘱託等人件費	4,756	2,970	2,975	
合計 C (A+B)	37,583	39,619	38,894	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	37,583	39,619	38,894	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	大規模開発構想届出及び開発事前協議届出件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)							単位	件	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	24年度	1,099	25年度	1,061	26年度	1,012
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 法令等に基づく届出・申請制度により、開発事業等によって生じる住環境、都市環境への影響に対して、規制・誘導を図ることができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	良好な住環境・都市環境の形成のためには、都市計画法に基づく開発許可制度等の他、市条例に基づく開発事業事前協議制度による公共施設整備に係る開発基準や住宅の最低敷地面積基準並びに関係住民との紛争調停制度等を活用した規制・誘導が必要である。開発事業に対する各種届出制度等による継続した規制・誘導の積み重ねの成果により、市内の住環境の改善が図られている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	現状、開発許可申請に対する審査手数料については、条例に基づき応分の負担を求めている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	開発事前協議制度等については、阪神間の主な各市（西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市）において制度運営されており、概ね同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公的な規制誘導については、行政が行うべき業務である。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		民間で行われる建築活動を通して、事業者や市民の協力を得ながら、行政が主体性を持って取り組む必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	市街地再開発事業や土地区画整理事業などの公的な面的整備と異なり、民間の開発事業を対象として良好な市街地を形成するために、今後も適切な制度の運用により規制・誘導を継続することは不可欠である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度に最低敷地面積基準の引き上げ等、住環境整備条例を改正しており、これらを適正に運用することにより、良好な住環境の形成と秩序ある都市環境の実現につなげていく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	屋外広告物関係事業費	8T2A	事業分類	法定事業
根拠法令	屋外広告物法、尼崎市屋外広告物条例		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市都市美形成計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であるが、無秩序に掲出された屋外広告は、まちの景観を損なう要因となる。このため、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可や是正指導等を行っている。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	屋外広告物並びに屋外広告業について、規制・指導を行うことにより、良好な環境・風致の維持や公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観形成を実現する。
事業概要	屋外広告物法及び尼崎市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害の防止を目的とし、屋外広告物に係る許可事務、業の登録事務に加え、違反広告物の是正指導等を行う。
実施内容	①屋外広告物申請 許可申請件数:482件 一定規模以上の屋外広告物を掲出するためには許可が必要であり、掲出場所や広告物の種類に応じて、広告物の高さなどの基準が定められている。 ②屋外広告業登録件数 登録件数:1件 市内において、屋外広告物の表示又は設置を行おうとする者は、屋外広告業の登録が必要。従前は県に登録。平成21年度の中核市への移行に伴い、市への登録が必要となった。 ③特例屋外広告業 届出件数:85件 兵庫県に屋外広告業の登録を受け、本市にその旨を届け出た者は、改めて本市の登録を受けることを要しないこととする制度。平成24年4月1日の尼崎市屋外広告物条例改正により施行。 ④屋外広告物は正指導 指導件数:66件 未申請の屋外広告物や違法な屋外広告物に対して、市からは正指導等を行う。 ⑤屋外広告物講習会の実施 この講習会は、近畿の府県、政令市、中核市の19自治体において輪番制で年2回開催され、平成26年度前期に本市が開催した。 開催日時 平成26年7月11日(金) 受講者数 111名

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	250	781	344	
旅費	11	8	18	職員旅費
需用費	193	448	326	公用車の維持管理等
役員費	37	105	0	公用車に係る保険料、郵送料
公課費	9	0	0	公用車重量税
その他	0	220	0	報償費、委託料、会場使用料
人件費 B	15,050	18,511	17,735	
職員人工数	1.54	2.02	1.92	
職員人件費	12,545	15,931	15,140	
嘱託等人件費	2,505	2,580	2,595	
合計 C(A+B)	15,300	19,292	18,079	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	250	781	344	屋外広告物設置許可手数料等
一般財源	15,050	18,511	17,735	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	屋外広告物許可申請件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	510	25年度	479	26年度	482
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 屋外広告物並びに屋外広告業について、規制・指導により概ね良好な景観形成が実現されている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	中核市として屋外広告物法に基づき、良好な景観に形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物及び屋外広告業について規制に取り組む必要がある。屋外広告物等に、必要な規制・指導を行うことは、良好な景観・風致の維持や公衆に対する危害の防止に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状は、屋外広告物設置許可及び屋外広告業登録の申請に対する審査手数料については、条例に基づき応分の負担を求めている。また、兵庫県、西宮市、伊丹市等の自治体の手数料と同水準となっている。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	許可事務等については、屋外広告物法で都道府県、特別区、指定都市、中核市が行うと定められている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 是正や指導、助言などの部分は行政で行い、パトロールなどは、市民と協働で行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	屋外広告物法に基づく中核市の事務として継続して取り組む必要がある。
------	----	-----------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成25年度に、自光式広告物の規制等について、屋外広告物条例施行規則を改正しており、これらを適正に運用することにより、良好な景観の形成につなげていくとともに、引き続き、未申請や違反の広告物に対し、是正指導等に取り組んでいく。また、昨年度札幌市で看板の落下事故があり、安全面に配慮した指導・啓発等についても、今後継続して取り組んでいく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	建築指導関係事業費	8T2K	事業分類	法定事業
根拠法令	建築基準法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市建築物安全安心実施計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和40年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築指導課、建築安全担当
所属長名	山崎 勝司、梶井 巖夫		

①事業概要

事業実施趣旨	特定行政庁(尼崎市市長)として、市内の建築物が適法な状態で維持されるよう違反パトロール等を行い、定期報告未提出者に対して指導等も行っては、建築物等の確認審査業務を行っているほか、設計者等からの建築基準法の解釈などの問い合わせに対応している。
対象(誰を・何を)	建築物、市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	建築基準法に定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を遵守することにより、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進がなされる。
事業概要	建築確認、中間・完了検査、建築許可、違反建築物の監視・指導、定期報告の受理、建築協定など建築基準法等に基づく各種の事務を行う。
実施内容	<p>【法定】</p> <p>1 建築基準法に基づく許可、認定及び承認 平成25年度実績:70件 平成26年度実績:67件</p> <p>2 建築基準法に基づく違反に対する指導等 平成25年度実績:65件 平成26年度実績:40件</p> <p>3 建築基準法に基づく道路の指定・解除 平成25年度実績:29件 平成26年度実績:25件</p> <p>4 確認済証交付等事務(市確認済証交付事務及び指定確認検査機関確認報告処理事務) 平成25年度実績:1,749件 平成26年度実績:1,564件</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,243	4,643	4,237	
旅費	190	208	200	職員旅費
需用費	609	593	835	書籍、事務用品など
役員費	4,553	3,086	1,042	構造計算適合性手数料など
委託料	757	540	1,917	特殊建築物定期報告委託など
その他	134	216	243	
人件費 B	94,043	91,079	105,014	
職員人工数	11.70	11.70	12.53	各業務の事務量精査に伴う増
職員人件費	90,105	87,533	99,301	
嘱託等人件費	3,938	3,546	5,713	
合計 C(A+B)	100,286	95,722	109,251	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	52	52	52	建築指導関係事業費
市債				
その他	19,097	13,363	11,714	建築物確認申請等手数料
一般財源	81,137	82,307	97,485	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	建築基準法に基づく確認や許可等の申請、違反に対する指導及び指定確認検査機関や設計者からの相談について、適正に指導又は対応した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	全て法定事業であり、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉を増進するため必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市建築物等関係事務手数料条例に基づき、受益者に対し、適正な額の手数料を徴収している。
----------	--	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	特殊建築物の定期報告等の事務の一部については外部委託しているが、その他の建築基準法に基づく建築物の違反指導等については、特定行政庁が自ら行うべき業務である。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	特殊建築物の定期報告等の事務の一部については外部委託しているが、その他の建築基準法に基づく建築物の違反指導等については、特定行政庁が自ら行うべき業務である。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 建築基準法において、建築物の違反指導等は、特定行政庁が行うこととなっている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	建築基準法に基づく確認や許可等の申請、違反に対する指導及び指定確認検査機関や設計者等からの相談について、適正に指導又は対応した。今後も建築基準法に定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準が遵守されるよう適性な指導を行っていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	建築基準法に定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準が遵守されるよう、迅速かつ的確な指導を行っていくような取組を行う。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公園維持管理事業費	8W31	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	20 都市再開発事業費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	経済環境局	課	商業経営対策担当
所属長名	松原 裕二		

①事業概要

事業実施趣旨	都心地域の快適空間としての対象地域の維持管理を適切に行う。
対象 (誰を・何を)	アルカイク広場の一部(都ホテルニューアルカイク等の敷地の一部)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な市民の憩いの場を継続的に提供する。
事業概要	都市拠点整備事業で整備した対象施設の維持管理を、隣接する公園課所管のアルカイク広場(都市公園)と一体的に行う。
実施内容	対象施設の保護育成業務を業者委託して実施する。 対象施設: 都ホテルニューアルカイク等建物敷地部分(880.21㎡) [業務内容] 清掃、除草、灌水、芝生管理、樹木管理

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	336	421	489	
需用費	0	0	30	
委託料	336	421	459	【委託料】 アルカイク広場保護育成業務委託(ホテル等建物敷地分)
人件費 B	733	716	639	
職員人工数	0.10	0.10	0.09	
職員人件費	733	716	639	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,069	1,137	1,128	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,069	1,137	1,128	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		適正に維持管理を行い、快適な憩いの場として市民の利用に供することができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	利用者の快適性、安全性を確保するため、対象施設の適正な維持管理が必要であり、継続的な取組により、所期の目的を達成している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> 有 ■ 無	公共施設の維持管理は行政としての責務であり、それに伴う受益者負担は馴染まない。
----------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	効率的な執行を目指して、専門業者に業務委託を行っている。																											
委託等の可能性																													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○	専門業者に委託することにより、そのノウハウを活用し、適正な維持管理が可能となる。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																							
	A	B	C	D	E																								
現状						●																							
将来像						○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	公共施設の適正な維持管理は行政としての責務であり、今後も継続して取り組む必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	利用者の快適性、安全性を確保するため、引き続き適正な維持管理に努める。
--------	-------------------------------------

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公園維持管理事業費	8W31	事業分類	施設管理運営
根拠法令	都市公園法、尼崎市都市公園条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和31年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課、公園計画・21世紀の森担当、河港課
所属長名	春田孝文、藤川浩志、柴田俊樹		

①事業概要

事業実施趣旨	市民に安全で快適な公園及び子ども広場等を供用するため、適切な維持管理を行う。
対象 (誰を・何を)	都市公園、子ども広場及び道路植樹帯
求める成果 (どのような状態にしたいか)	公園緑地等それぞれの設置目的に応じて、都市景観形成、安らぎ空間創出や防災機能、レクリエーション機能などを提供し市民の安全及び快適な生活に寄与する。
事業概要	損傷・老朽及び劣化等に対して、公園緑地等を安全かつ快適に利用できるよう、パトロールや委託等により必要な維持管理を行う。
実施内容	<p>【管理対象数(平成26年4月1日現在)】 都市公園 342ヶ所、子ども広場 228ヶ所、その他緑地 126ヶ所、道路植樹帯 188ヶ所 リフレッシュポートあまがさき 1ヶ所</p> <p>【主な支出内容】 光熱水費 機械警備等委託料 公園等施設の修繕 公園等施設の改修工事(公園施設(遊具)長寿命化事業等) 公園・道路植樹帯等の保護育成委託料(剪定、害虫防除、清掃、除草等)</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	897,870	862,855	904,054	
需用費	161,225	154,759	151,277	光熱水費、公園施設修繕費等
委託料	550,573	565,530	565,933	公園保護育成(剪定、清掃等)等
使用料及び賃借料	92,803	91,536	92,305	元浜緑地等借地料
工事請負費	88,074	47,770	91,370	法界寺公園他
その他	5,195	3,260	3,169	原材料費等
人件費 B	133,159	121,939	127,495	
職員人工数	17.81	16.24	16.45	
職員人件費	129,437	118,712	122,655	
嘱託等人件費	3,722	3,227	4,840	
合計 C(A+B)	1,031,029	984,794	1,031,549	
C				
国庫支出金	15,000	0	20,500	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金	7,379	6,766	13,797	県港湾緑地維持管理委託金
市債	13,700	2,700	24,100	公園施設長寿命化対策支援事業等
その他	19,946	19,305	19,814	競馬場周辺整備事業負担収入等
内訳	一般財源	975,004	956,023	953,338

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 都市公園342ヶ所、子ども広場228ヶ所等を適切に維持管理できた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公園樹、街路樹や遊具等公園施設を適切に維持管理することは、安全で快適な公園等を市民に提供することにつながり、魅力ある住環境の形成に有効であり、必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公園等公共土木施設の管理は、基本的に地方公共団体等が行うものであり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	公園樹、街路樹の植樹管理、公園施設の改修工事、修繕及び機械警備業務等については、委託を行っている。また、適切な維持管理のための予算執行管理や地元調整及び公園用地借地料の支払い等業務については、市が行う業務である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来像	適切な維持管理のための予算執行管理や地元調整は行政が行うべきである。一部の業務については専門業者や地域住民団体に委託している。

⑧総合評価

総合評価	維持	公園管理者として、快適な憩いの場であり、且つ緑地を提供する公園の維持管理に努め、安全な公園等としての機能を維持することができた。また、遊具等の適正管理のため、平成26年度に一部の公園施設について公園施設長寿命化計画を策定し、平成27年度より効果的・効率的な維持管理を行っている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、安全で快適な空間を提供していく公園として維持管理に努める。平成26年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等公園施設の適正かつ効果的な維持管理を行っていく。また公園施設長寿命化計画については、対象となる公園施設の拡充を目指す。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	有料公園施設管理運営事業費	8W41	事業分類	施設管理運営
根拠法令	都市公園法、尼崎市都市公園条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和41年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当、公園維持課
所属長名	藤川浩志、春田孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	市民プール、野球場、テニスコート、陸上競技場等有料公園施設を適正に維持管理することにより、幅広い年齢層の利用が図られ、レクリエーション機能など都市公園機能を充実させている。
対象(誰を・何を)	市民等・有料公園施設(野球場、テニスコート、プール、体育館、陸上競技場)
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民プールや野球場、テニスコートを適正に維持管理することにより、利用者の安全かつ快適な利用が確保され、都市公園機能の充実を図る。また市民の余暇の活用や健康の増進にも寄与する。
事業概要	有料公園施設の整備、改修等を行うことにより施設の適正な状態維持を行う。
実施内容	<p>【主な事業内容】 プールの運営管理委託、体育施設案内予約システム(スマイルネット)の維持管理、施設修繕</p> <p>【市民プール管理事業】 芦原公園市民プール、北雁替公園市民プールの夏季開催時の管理運営、機械警備等日常の施設管理</p> <p>【公共施設予約システム管理事業】 野球場やテニスコートなど有料公園施設の予約システムに関する保守管理、システムのリース、ネット回線使用料など</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	58,081	45,743	43,810	
需用費	10,399	12,211	12,169	光熱水費等
委託料	28,622	23,916	25,260	市民プール運営業務等
使用料及び賃借料	8,307	5,916	2,959	体育施設予約システム利用料等
工事請負費	9,558	2,496	2,628	施設維持補修等
役員費	1,195	1,204	794	通信運搬費
人件費 B	7,963	7,073	5,039	
職員人工数	1.03	1.01	0.73	
職員人件費	7,870	6,992	5,039	
嘱託等人件費	93	81	0	
合計 C(A+B)	66,044	52,816	48,849	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,895	7,502	8,710	市民プール使用料等
一般財源	57,149	45,314	40,139	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	多くの市民に利用され、余暇の活用や健康の増進にも寄与している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	有料公園施設に係る維持管理業務は、安全且つ良好な状態で使用に供する上で必要不可欠な事業である。 また利用者の便宜を図り都市公園機能を充実させると言う観点からも安全かつ良好な公園施設の維持管理は必要である。 有料公園施設を適正に管理運営することにより、幅広い年齢層の利用が図られ、レクリエーション機能など都市公園機能を充実させ利用者が安全かつ快適に利用できる状態を維持している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有料施設の利用に伴い、使用料を徴収している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	市民プール以外の有料公園施設は、指定管理者制度を導入済み。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	有料公園施設の管理運営については、民間の力を活用するよう進めている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	有料公園施設を適正に維持管理することにより、幅広い年齢層の利用が図られ、レクリエーション機能など都市公園機能を充実させ利用者が安全かつ快適に利用できるよう引き続き行政が有料公園施設を維持管理していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	限られた財源の中、施設の老朽化などを勘案し、適正な維持管理に努めるとともに、民間の力を活用しながら、安全で快適な施設を目指し有料公園施設を維持していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	日本公園緑地協会等負担金	8W5K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川浩志		

① 事業概要

事業実施趣旨	都市公園等の整備、維持管理を行なうにあたり新しい管理手法の紹介や課題解決の方策や他都市の状況、研修等の情報を収集・交換することができることから、各種協会・協議会に加入している。
対象 (誰を・何を)	職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	各種協議会等に加盟することにより、公園緑化施策にかかる情報交換、調査研究、連絡調整等を行い公園緑地行政の円滑な推進を図る。
事業概要	都市公園等に関する調査研究、情報収集等により、事業の促進に寄与する。
実施内容	<p>内訳</p> <p>1 日本公園緑地協会会費 115,000円</p> <p>2 全国都市公園整備促進協議会会費 42,000円</p> <p>3 兵庫県都市公園整備促進協議会会費 20,000円</p> <p>4 兵庫県緑化推進協会会費 150,000円</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	352	327	327	
負担金補助及び交付金	352	327	327	
人件費 B	326	158	158	
職員人工数	0.04	0.02	0.02	
職員人件費	326	158	158	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	678	485	485	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	678	485	485	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		日本公園緑地協会等に加入することによって、公園緑地行政に関する情報や知識を得ることができ、円滑な事業運営を推進した。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市公園等の整備、維持管理を行なうにあたり新しい管理手法や課題解決の方策をはじめ、他都市の状況、研修等の情報を収集・交換することができる。また、協議会等が開催する研修等に参加することによって若手職員の育成にも寄与する。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市も本市と同様に各種協会・協議会に加入している。
---------------	------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	協会等の会員に地方公共団体として参画しているため。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	地方公共団体で構成されている協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行なう事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持	都市公園等の整備、維持管理を行なうにあたり新しい管理手法や課題解決の方策をはじめ、他都市の状況、研修等の情報を収集・交換に努め、職員の資質向上が図られた。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も日本公園緑地協会等を活用し、公園緑地行政の推進を図る。
--------	--------------------------------

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市営住宅維持管理事業費	9G1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	40 土木費
施策	19 環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当、住宅整備担当、市街地整備課、都市整備局企画管理課
所属長名	作田 宏茂、田村 昌信、樋上 喜宏、山野 俊秀		

①事業概要

事業実施趣旨	住宅困窮者が健康で文化的な生活を営む為に整備した市営住宅の適正な維持管理等について引き続き行っていく。
対象(誰を・何を)	住宅困窮者
求める成果(どのような状態にしたいか)	公営住宅法等の趣旨に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を管理し、これを住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸する。
事業概要	市営住宅の適正な維持管理を行うために必要な経費
実施内容	<p>○公営住宅システムの賃借 当該システムにより、市営住宅の入居者情報、家賃、収納状況等を含めた全ての情報を管理している。</p> <p>○金楽寺住宅の借り上げ 震災復興公営住宅として、UR都市再生機構からルゼフィール金楽寺町を20年間の期間を定めて賃借し、借上災害復興公営住宅として入居者に転賃借している。 ・1棟 120戸 ・契約期間 平成10年8月13日から平成30年8月12日まで</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	179,861	180,811	193,532	
需用費	13,351	13,961	15,488	共益費(共用部分光熱水費)
委託料	6,410	7,056	19,474	住宅管理システム保守点検費
使用料及び賃借料	157,408	157,131	157,124	金楽寺住宅借上料
役務費	1,569	651	659	不動産鑑定手数料(道意町土地評価額)
その他	1,123	2,012	787	旅費等
人件費 B	61,705	64,500	58,991	
職員人工数	7.36	7.98	7.25	
職員人件費	55,272	57,105	51,526	
嘱託等人件費	6,433	7,395	7,465	
合計 C(A+B)	241,566	245,311	252,523	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	241,566	245,311	252,523	住宅家賃等
一般財源	0	0	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市営住宅の適正な維持管理を目標とし、住宅管理システムを活用するなどにより、10,887戸の市営住宅戸数を適正に維持管理できている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市営住宅について維持管理業務を行うことにより、適正な状態で維持できているため、有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	市営住宅の家賃は、入居者からの収入の申告に基づき、適正に定めている。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">住宅の所有者として市が行うべき業務である。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						住宅の所有者として市が行うべき業務である。	将来像					
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状						住宅の所有者として市が行うべき業務である。																					
将来像																											

⑧総合評価

総合評価	維持	市営住宅の入居の応募倍率が高いことから、住宅困窮者が市営住宅を必要としていることは明らかであり、この事業により市営住宅を適正に維持管理できている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、市営住宅を適正に維持管理するための取り組みを行っていく。
--------	-----------------------------------

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	指定管理者関係経費	9G2G	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	作田 宏茂		

①事業概要

事業実施趣旨	指定管理者が市営住宅を管理運営するため、市が市営住宅管理センターを市域の北部及び南部に1カ所ずつ設置している。
対象(誰を・何を)	市営住宅管理センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	北部及び南部に市営住宅管理センターを設置することにより、指定管理者の市営住宅の適正な管理運営及び入居者等の利便性の向上に資する。
事業概要	市営住宅管理センター(北部:さんさんタウン、南部:フェスタ立花)の賃借料、共益費等の管理経費の支出
実施内容	市営住宅管理センター所在地 ・北部 塚口さんさんタウン3番館 3階 南塚口町2丁目1番3-221号 ・南部 フェスタ立花 北館 4階 七松町1丁目2番1-401D号

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,175	10,452	10,503	
委託料	46	39	39	自動ドア保守点検委託(北部)
使用料及び賃借料	7,548	7,762	7,763	北部・南部管理センター賃借料
需用費	17	18	18	消耗品費
負担金補助及び交付金	2,564	2,633	2,683	北部管理センター管理費用
人件費 B	1,210	850	848	
職員人工数	0.08	0.03	0.02	
職員人件費	652	198	195	
嘱託等人件費	558	652	653	
合計 C(A+B)	11,385	11,302	11,351	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	11,385	11,302	11,351	住宅家賃
財源内訳 一般財源	0	0	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	市営住宅管理センターについて、北部・南部ともに、1年間安定的に運営された。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	阪急塚口駅前(北部)、JR立花駅前(南部)ちう交通の結節点に市営住宅管理センターを設置しており、市民の利便性の向上に寄与している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市営住宅の家賃は、入居者からの収入の申告に基づき、適正に定めている。
-----------------	--	------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	保守点検等は委託している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 住宅の所有者として市が行うべき事務である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	阪急塚口駅前(北部)、JR立花駅前(南部)という交通の結節点に市営住宅管理センターを設置しており、市民の利便性の向上に寄与している。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、市営住宅管理センターを設置し、適正な管理を行っていく。
--------	----------------------------------

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	住宅貸付金収納事業費	9G2J	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市住宅資金貸付条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	作田 宏茂		

①事業概要

事業実施趣旨	住宅貸付金は、同和地区の快適な居住環境の整備改善のために実施した事業であり、償還計画に基づいて返還される償還金は平成34年度まで収納管理する必要がある。また、個々の事由により返済されない事案があり滞納金が発生している。
対象(誰を・何を)	住宅貸付金を償還中の債務者
求める成果(どのような状態にしたいか)	償還計画に基づいて返済される償還金の適正な収納管理及び個々の事由により発生した滞納金の解消
事業概要	住宅貸付金の債務者に納付書を送付し、償還計画に基づいた納付を推進するとともに、滞納者に対しては文書や電話などによる催告を行う。平成23年10月から民間企業である債権回収会社へ全ての業務を委託している。
実施内容	納付書や催促状の発送により適正な収納管理を行い、電話や文書による催告により滞納の解消に努める。平成23年10月から、新たな対策の一つとして民間企業の持つ効率的な収納管理や債権回収ノウハウを活用することを目的として、収納管理や催告などの業務全般を債権回収業者に委託している。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,478	4,244	4,806	
旅費	2	0	18	職員旅費
委託料	4,476	4,244	4,763	業務委託料
役員費	0	0	25	手数料
人件費 B	1,711	2,118	2,121	
職員人工数	0.21	0.27	0.27	
職員人件費	1,711	2,118	2,121	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	6,189	6,362	6,927	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,189	6,362	6,927	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	償還者数の減(償還中の債務者)							単位	人	
目標・実績	目標値	0	達成年度	34年度	24年度	87	25年度	78	26年度	75
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 償還期間の満了に伴う完済や繰上償還により債務者は減少している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	住宅貸付金の全額回収に努めるため、適正な収納管理による債権回収が必要である。住宅貸付金の新規貸付は平成8年度に終了しており、当初貸し付けた833人のうち758人が完済し、現在の債務者は75人まで減少している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、金銭消費新貸借契約によって貸し付けた住宅資金の償還金を回収するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西日本を中心とした2府34県の501市町村が住宅貸付金事業を行っており、阪神間では西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の4市である。民間委託は他都市であり実績がなく、阪神間では宝塚市が一部の債権に限定して委託している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	住宅貸付金は債権回収業者への委託が可能な金銭債権であり、平成23年10月から全ての業務を委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 金銭債権の回収であり、債権者である市が行うべき業務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	償還計画に基づいた納付の推進と文書や電話などによる催告により適正な収納管理及び滞納の解消に努め、平成23年10月からは、民間企業の持つ効率的な収納管理や債権回収ノウハウを活用するため、収納管理や催促、折衝などの業務全般を債権回収業者に委託しており、引き続き適正な収納管理及び滞納の抑制に努める。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	次の課題について、債権回収業者への委託により民間企業の持つノウハウを活用し、適正な収納管理や滞納の解消を図る。 ・債務者の高齢化による収入の不安定や債務者死亡などにより滞納金の増加が懸念される。 ・滞納者は償還計画に基づいた返済ではないため、長期化の恐れがある。 ・期間満了に伴い年々通常償還者が減少していき、全体に占める滞納者の割合が増加するため、収納率が低下していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県地域住宅政策協議会負担金	9121	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	住生活基本法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成17年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	住宅政策の推進には、様々な事例研究、情報交流が必要となることから、兵庫県地域住宅政策協議会に参画することにより、本市職員の能力向上に寄与する。
対象 (誰を・何を)	職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	本市職員の能力向上及び兵庫県下の地域全体の総合的な住宅政策の推進に寄与する。
事業概要	公的賃貸住宅等の整備や空き家対策に関する事例紹介や情報交換等を行い、各構成員の事業推進を図る。
実施内容	<p>兵庫県地域住宅政策協議会会費 50,000円</p> <p>1 幹事会・総会 (幹事会)兵庫県地域住宅政策協議会幹事会(7月1日) (総会)兵庫県地域住宅政策協議会総会(7月25日)</p> <p>2 研修会 UR賃貸住宅のリノベーションや千里ニュータウン再生の取り組みについて</p> <p>3 地域住宅施策に係る表彰・優良事例紹介 『ひょうごの住宅施策2014』の発行</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	50	50	0	平成27年度より負担金廃止
負担金補助及び交付金	50	50	0	
人件費 B	163	158	159	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	163	158	159	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	213	208	159	
C の 財 源 内 訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	213	208	159	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		住宅施策に係る研究・調査活動や検討会・講演会等を通じ、情報交流を図ってきた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域住宅計画に基づく公共賃貸住宅等整備事業、住まい関連事業の調査研究、情報交換等を実施しており、本市の住宅政策を進めていくうえで、有益な場として活用している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県地域住宅政策協議会の規約等に基づき、経費が定められており、阪神間他都市と同水準となっている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第5条に基づく法定協議会であるため。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	政策・施策面の検討には市民・事業者との協働が必要である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	<p>休廃止</p> <p>昨年度の定期総会において、兵庫県地域住宅政策協議会事業の見直し議案(参画する各市からの負担金を廃止し、余剰金の範囲内で事業を実施していくこと)が、可決され、今年度以降は、兵庫県地域住宅政策協議会規約にもとづく、会員負担金がなくなったところである。しかしながら、地域での良質な住宅供給の根拠となる地域住宅計画に係る協議や情報交換等は、本市の住宅政策を進めていくうえで、有益な場として活用しており、さらに、先進事例の検証や研究活動は、事業者間の情報交流の機会といったものだけでなく、将来的に本市住宅政策を推進するうえで、有効性が高いため、今後も協議会活動には参画していく。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	協議会の運営方針の見直しに伴い、平成27年度からは会員負担金の費用負担は伴わないものの、協議会活動は継続されるため、県下の共通のテーマとなる、空き家対策事業や高齢者住宅の動向、生産年齢人口の地域定着・活性化や効率的なハード整備等、先進事例の研究・情報交換などを継続して行っていく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	耐震診断推進事業費	8T33	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市耐震改修促進計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成17年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築安全担当
所属長名	梶井 巖夫		

① 事業概要

事業実施趣旨	今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備え、安全・安心な住まい・まちづくりに向けて、市内に存する新耐震基準施行(昭和56年)以前に着工された建築物の耐震化の促進を図る。
対象(誰を・何を)	建築物、市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	新耐震基準施行以前に着工された建築物の耐震化を促進することで、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の地震による被害を軽減することができる。
事業概要	市内に存する新耐震基準施行以前の民間の住宅及び学校や病院等の災害時に拠点となりうる建築物の耐震診断費用の一部を補助することにより、耐震化を促進する。併せて、耐震化を促進するための啓発、知識の普及に向けた取組みを実施する。
実施内容	1. 簡易耐震診断推進事業 市内に存する住宅の所有者の申込に基づき、市から耐震診断員を派遣し簡易耐震診断を実施する。 <対象住宅> 新耐震基準施行以前に着工された住宅(戸建住宅・長屋住宅・共同住宅) <事業費負担割合> 申込者が費用の1割を負担し、残りの9割を国1/2、県1/4、市1/4で負担 <平成26年度実績>51棟・211戸 2. 多数の者が利用する施設耐震診断補助事業 災害時に拠点となりうる民間の学校・病院・福祉施設について、耐震診断費用の一部を補助する。 <対象建築物> 新耐震基準施行以前に着工された学校(大学、専門学校は除く)・病院・福祉施設で、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの <補助額・負担割合> 耐震診断に係る費用の2/3以内の額(上限100万円)を国1/2、県1/4、市1/4で負担 <平成26年度実績>なし

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,716	2,726	27,335	
需用費	16	26	17	耐震啓発用パンフレット等
委託料	2,700	2,700	2,700	簡易耐震診断業務委託
負担金補助及び交付金			24,618	多数の者が利用する施設耐震診断補助金 大規模多数利用建築物耐震診断補助金 住宅耐震改修補助金
人件費 B	13,848	13,440	11,333	
職員人工数	1.70	1.70	1.43	
職員人件費	13,848	13,440	11,333	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	16,564	16,166	38,668	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,215	1,215	13,524	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金	607	607	6,260	耐震診断事業補助等(補助率1/4)
市債				
その他	270	270	270	簡易耐震診断申込者負担金
一般財源	14,472	14,074	18,614	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	公園整備事業費	8W1A	事業分類	ハード事業
根拠法令	都市計画法、都市公園法		事業区分	義務等
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度			款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田 孝文		

① 事業概要

事業実施趣旨	緑の基本計画を踏まえた適正な公園配置に基づき、公園の整備を実施する。本市の都市構造や社会情勢等を踏まえて公園配置を検討する必要がある。
対象(誰を・何を)	都市公園、子ども広場
求める成果(どのような状態にしたいか)	緑の基本計画に基づき、適正な都市公園等の整備を行う。
事業概要	都市景観の形成、安らぎの場の提供、レクリエーション、散策、大気浄化、防災など公園機能を果たすため、都市公園等を整備する。
実施内容	【平成26年度主な整備内容】 委託料：塚口墓前公園整備ワークショップ運営及び設計業務委託 償還金、利子及び割引料：大気汚染対策緑地建設事業(元浜緑地)に係る償還金

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	314,859	232,028	248,052	
委託料	613	2,916	0	設計委託料等
工事請負費	77,574	0	26,500	塚口墓前公園整備事業
償還金利子及び割引料	236,672	229,112	221,552	元浜緑地償還金
人件費 B	6,501	4,111	3,725	
職員人工数	0.83	0.52	0.47	
職員人件費	6,501	4,111	3,725	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	321,360	236,139	251,777	
Cの財源内訳				
国庫支出金	63,967	0	0	地域の元気臨時交付金(補助率10/10)
県支出金				
市債	0	0	26,500	
その他	0	0	221,000	公共施設整備基金
一般財源	257,393	236,139	4,277	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	臨海西部地区公園整備事業費	8W25	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う周辺整備事業計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田 孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う地元への補償として、処理場に近い国道43号以南、蓬川以西の地域において、周辺整備事業を行う。
対象 (誰を・何を)	魚つり公園等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国道43号以南、蓬川以西の地域にある公園等を整備し、地域住民の憩いの場の創出と地区の環境改善を図り、地域住民の福祉の向上を図る。
事業概要	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う地元への補償として、処理場に近い国道43号以南、蓬川以西の地域において、地域住民の憩いの場の創出と地区の環境改善を図り、地域住民の福祉の向上に資することを目的に周辺整備事業(平成32年度まで)を行う。
実施内容	<p>【全体事業】 丸島地区埋立地施設整備及び臨海西部地区環境整備</p> <p>○事業期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸島地区埋立地施設整備(魚つり公園) 平成23年度～ ・臨海西部地区環境整備 平成24年度～ <p><平成26年度実施状況></p> <p>魚つり公園整備事業(多目的広場・野球場整備等)</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	106,082	166,874	153,300	
役務費	0	37	50	建築確認申請手数料
委託料	3,966	874	23,250	測量委託料等
工事請負費	102,116	165,963	130,000	丸島地区埋立地施設工事
人件費 B	8,146	6,562	6,182	
職員人工数	1.00	0.83	0.78	
職員人件費	8,146	6,562	6,182	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	114,228	173,436	159,482	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	17,507	166,874	153,300	兵庫東流域下水汚泥処理事業周辺整備委託金
市債				
その他	88,575	0	0	公共施設整備基金
一般財源	8,146	6,562	6,182	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	緑の基本計画改定事業費	8W3P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	都市緑地法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川 浩志		

①事業概要

事業実施趣旨	平成11年度に策定した緑の基本計画は、策定後10年以上が経過し、策定当時の計画フレームと現状とが乖離してきており、社会経済情勢の変化、都市緑地法の改正、新たな総合計画や関連計画との整合性や新たな課題に対応することが必要となっていることから、見直しを行う。
対象 (誰を・何を)	全市域
求める成果 (どのような状態にしたいか)	計画的・系統的な緑地の保全・創出
事業概要	策定後10年以上が経過する緑の基本計画について、策定後の取組の検証・評価を行い、社会経済情勢の変化、都市緑地法の改正、新たな総合計画や改定される都市計画マスタープランなどの整合を図り、計画の見直しを行う。
実施内容	<p>【平成26年度】</p> <p>○緑の基本計画の策定、公表</p> <p>○公園緑地審議会(2回)及び同専門部会(1回)の開催</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	9	3,990	0	
需用費	9	0		
委託料	0	3,990		
人件費 B	12,121	8,348	0	
職員人工数	1.47	1.07		
職員人件費	11,431	8,088		
嘱託等人件費	690	260		
合計 C(A+B)	12,130	12,338	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,130	12,338	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	特定公園等指定管理者管理運営事業費	8W45	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市都市公園条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	藤川 浩志		

①事業概要

事業実施趣旨	特定公園の管理運営について、包括的に委託することにより市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、指定管理者制度を導入している。
対象 (誰を・何を)	市民等、記念公園、橘公園、小田南公園、猪名川公園、西向島公園、魚つり公園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	特定公園の管理運営について、指定管理者に包括的に委託することにより、市民サービスの向上を図るとともに、事務の効率化を図る。
事業概要	指定管理者が都市公園全体を包括的に管理運営を行うことにより、効果的で効率的な施設運営が可能となり、管理運営経費の削減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>【指定管理期間】 平成24年度～平成28年度 5年間</p> <p>【指定管理者】 (1) 記念公園：(公財)尼崎市スポーツ振興事業団 (2) 橘公園・小田南公園・猪名川公園・西向島公園・魚つり公園：パークマネージメント尼崎</p> <p>【主な業務内容及び実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草、樹木剪定など一般園地の管理 ・有料公園施設の予約管理、使用料の收受業務、公園内行為等許可業務 ・公園施設の維持管理 (有料施設利用者数) <p>ア 記念公園 646,515人 イ 橘公園 30,110人 ウ 小田南公園 19,088人 エ 猪名川公園 19,231人 オ 西向島公園 11,608人 カ 魚つり公園 6,130人</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	359,881	370,161	370,609	
委託料	359,881	370,161	370,609	指定管理委託料
人件費 B	4,372	2,835	2,563	
職員人工数	0.57	0.39	0.34	
職員人件費	4,372	2,835	2,563	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	364,253	372,996	373,172	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 その他	196,469	196,517	195,579	野球場等使用料
内 一般財源	167,784	176,479	177,593	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	有料公園施設整備事業費	8W4A	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和27年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	30 都市計画費
			目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当、公園維持課
所属長名	藤川 浩志、春田 孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	安全で快適な有料公園施設を維持するため、有料公園施設の適正な改修工事を行う。
対象 (誰を・何を)	有料公園施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	老朽化した施設の改修を行うことにより、継続して有料公園施設等の安全且つ快適な利用が図れる。
事業概要	安全で快適な有料公園施設を維持し、またスポーツ振興・余暇活動を通じ市民の健康で文化的な生活に寄与するなど都市公園機能の充実を図るため、有料公園施設を整備する。
実施内容	<p>【平成26年度主な実施内容】</p> <p>ベイコム総合体育館ボイラー配管改修工事 記念公園テニスコート照明器具改修工事</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	15,572	45,331	16,000	
委託料	0	6,762	0	設計業務委託等
工事請負費	15,572	38,569	16,000	施設改修工事
人件費 B	2,623	2,768	1,836	
職員人工数	0.47	0.57	0.42	
職員人件費	2,528	2,768	1,836	
嘱託等人件費	95	0	0	
合計 C (A+B)	18,195	48,099	17,836	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債	0	0	16,000	
源 その他				
内 一般財源	18,195	48,099	1,836	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市営住宅維持整備事業費	9G1K	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

① 事業概要

事業実施趣旨	経年劣化が進んでいる市営住宅が多くなってきており、それらの改修を計画的に行っていく。
対象 (誰を・何を)	市営住宅(10,887戸(平成27年3月31日時点))
求める成果 (どのような状態にしたいか)	外壁改修・付帯設備改修等により、市営住宅の適正な維持管理を行い、市営住宅入居者の良好な住環境の維持に寄与する。
事業概要	新築時または前回改修時からの経過年数に応じ、外壁や屋上防水、給排水管、昇降機設備などを、計画的に改修する。
実施内容	<p><平成26年度改修実績></p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーター改修工事(東園和住宅) 給水管改修工事(南七松住宅) 雑排水管改修工事(東園和住宅) 幹線ブレーカー改修工事(口田中高層住宅ほか) エレベーター地震管制P波改修工事(時友長ノ手住宅ほか) 火災跡復旧工事(潮江住宅) その他改修工事(地中埋設ガス配管改修工事等)

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	304,037	176,496	387,129	
需用費	1,086	811	974	消耗品費
委託料	15,495	10,899	59,515	工事設計委託等
使用料及び賃借料	311	467	544	事務機リース等
工事請負費	287,145	164,206	325,966	昇降機改修工事等
その他	0	113	130	
人件費 B	32,584	33,196	32,384	
職員人工数	4.00	4.11	4.00	
職員人件費	32,584	32,502	31,700	
嘱託等人件費		694	684	
合計 C(A+B)	336,621	209,692	419,513	
Cの財源内訳				
国庫支出金	75,074	43,356	97,117	社会資本整備総合交付金等(補助率1/2)
市債	10,600	19,100	68,400	昇降機改修工事等
その他	250,947	147,236	253,996	住宅家賃
一般財源	0	0	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	特別賃貸住宅管理事業費	9G21	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和49年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	作田 宏茂		

① 事業概要

事業実施趣旨	中間所得者向けの公社住宅を確保し、本市の住宅行政をより幅広く推し進める。
対象 (誰を・何を)	尼崎稲葉荘団地
求める成果 (どのような状態にしたいか)	中間所得者向けの住宅の良好な住環境の維持に寄与する。
事業概要	尼崎稲葉荘団地について、兵庫県住宅供給公社から受託し管理を行っている。
実施内容	<p>公社尼崎稲葉荘団地について、兵庫県住宅供給公社と、住宅建設資金貸付契約を昭和49年度に、管理受託委任契約を昭和50年度に締結し、管理運営及び公課等の支払いを行っている。団地の管理については、南部の指定管理者に平成19年1月4日から委託している。</p> <p><尼崎稲葉荘団地概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設年度 昭和50年度(昭和51年3月1日併用開始) 管理戸数 40戸

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	5,636	6,826	6,966	
補償補填及び賠償金	2,918	4,108	4,248	空家家賃補填金
公課費	2,718	2,718	2,718	公社尼崎稲葉荘団地、固定資産税、都市計画税
人件費 B	3,375	1,666	1,667	
職員人工数	0.30	0.15	0.15	
職員人件費	2,444	1,200	1,200	
嘱託等人件費	931	466	467	
合計 C(A+B)	9,011	8,492	8,633	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他	9,011	8,492	8,633	住宅供給公社住宅管理業務受託事業収入
一般財源	0	0	0	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	訴訟関係経費	9G2A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	作田 宏茂		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市営住宅において、家賃の長期滞納者の減少を目指すべく、家賃を長期滞納している者に対し、訴訟を行う。
対象 (誰を・何を)	尼崎市営住宅家賃長期滞納者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市営住宅の長期滞納家賃の解消
事業概要	尼崎市営住宅家賃長期滞納者への文書送付及び住宅の明渡し等訴訟
実施内容	<p>尼崎市営住宅家賃の長期滞納者に対し、催促状、契約解除通知書を送付し、なお、改善されない悪質な者については、裁判所に住宅の明渡し等訴訟を提起し、判決に基づき執行官のもとで住宅明渡しの強制執行を行う。</p> <p><平成26年度支出内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制執行 9件(明渡し等裁判判決に基づく強制執行費用) ・強制執行に係る申立費用 9件(執行官への強制執行を依頼する費用) ・執行官送達 3件(裁判所執行官による契約解除通知の送達費用) ・訴訟手数料 6件(裁判所に提出する訴状に貼る収入印紙代)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,038	3,329	5,777	訴訟件数の減のため
役務費	3,235	1,046	2,095	訴訟手数料
委託料	6,803	2,283	3,682	強制執行費用
人件費 B	10,813	12,795	12,834	
職員人工数	1.17	1.33	1.33	
職員人件費	8,531	10,504	10,515	
嘱託等人件費	2,282	2,291	2,319	
合計 C(A+B)	20,851	16,124	18,611	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	20,851	16,124	18,611	住宅家賃
一般財源	0	0	0	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	市営住宅指定管理者管理運営事業費	9G2F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	作田 宏茂		

①事業概要

事業実施趣旨	市営住宅を効率的かつ効果的に維持管理するために、指定管理者制度を導入している。
対象 (誰を・何を)	尼崎市営住宅、尼崎市営住宅入居者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市営住宅の管理運営に指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な管理運営を図る。
事業概要	市営住宅について、尼崎市を北部及び南部の2つに分け、それぞれ指定管理者を選定し、市営住宅の保守管理、緊急修繕、入居者対応等の市営住宅の管理運営を行っている。
実施内容	<p>○指定管理者について</p> <p>北部指定管理者 株式会社東急コミュニティー 大阪市中央区博労町3丁目2番8号 南部指定管理者 日本管財株式会社 西宮市六湛町9番16号 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>○指定管理者が行う業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集等に関する業務 ・家賃等の収納に関すること ・市営住宅等の維持管理に関すること ・その他(入居者からの返還手続きに関すること等)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	871,520	826,640	891,460	
委託料	871,520	826,640	891,460	指定管理者に対する委託料
人件費 B	14,209	14,688	14,624	
職員人工数	1.67	1.85	1.87	
職員人件費	13,084	14,129	14,064	
嘱託等人件費	1,125	559	560	
合計 C(A+B)	885,729	841,328	906,084	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	885,729	841,328	906,084	住宅家賃等
一般財源	0	0	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	特定優良賃貸住宅供給促進事業費 9H2K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度	款	40 土木費
施策	19 住環境	項	40 住宅費
		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	中堅所得者層向けの良質で適正な民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、居住水準の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	市民、事業者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	中堅所得者層を対象者に、良質な住宅ストックの活用を図る。
事業概要	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者層である入居者に対して、負担家賃額の一部を補助し、県公社又は民間指定法人が当該住宅を借上げ、又は管理を受託する。
実施内容	<p>特定優良賃貸住宅の入居者に対して、負担家賃額の一部を補助する。 但し、毎年入居者の家賃負担額(入居者負担額)が3.5%ずつ上昇する制度であるため、年々、家賃補助額は減少している。</p> <p>■家賃減額補助金 <対象者> 特定優良賃貸住宅への入居資格は同居親族を有する中堅所得者層等 <補助額> 家賃と入居者負担額(制度上定められた額)との差額 <平成26年度実績> 3,511千円(4団地 55戸) ※全管理戸数 325戸</p> <p>■住宅供給公社管理事務費負担金 <対象> 住宅供給公社が家賃一括借り上げの管理形態をしている物件 <補助額> 対象住宅全室の家賃の合計額の2% <平成26年度実績> 7,550千円(10団地 305戸)</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	19,302	11,338	9,098	
旅費	37	23	31	旅費
需用費	265	254	247	消耗品費等
負担金補助及び交付金	19,000	11,061	8,820	家賃減額補助金等
人件費 B	3,044	2,846	1,902	
職員人工数	0.44	0.36	0.24	
職員人件費	3,044	2,846	1,902	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	22,346	14,184	11,000	
Cの財源内訳				
国庫支出金	5,023	1,489	1,068	家賃減額補助(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	17,323	12,695	9,932	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	環境モデル都市 住宅エコリフォーム 9H3E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度	款	40 土木費
施策	19 住環境	項	40 住宅費
		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	環境モデル都市として、住宅おける品質・省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進するため								
対象 (誰を・何を)	市民								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	省エネ性能に課題のある住宅に対して、省エネ改修工事や同工事にあわせて実施する創エネルギー機器設置工事に要する費用の一部を助成することにより、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する。								
事業概要	持ち家の省エネ改修工事及び同工事にあわせて実施する創エネルギー機器設置工事に要する費用の一部を助成する。								
実施内容	<p>(1) 対象者 ① 助成金申請時に尼崎市に住宅を所有し、かつその住宅に居住していること ② 市県民税を滞納していないこと</p> <p>(2) 対象住宅 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅又は共同住宅の住戸部分</p> <p>(3) 助成対象工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換</td> <td>2,000円/箇所 ~ 18,000円/箇所</td> </tr> <tr> <td>床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事</td> <td>30,000円/式 ~ 100,000円/式</td> </tr> <tr> <td>上記の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事</td> <td>30,000円/式 ~ 70,000円/式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市内業者が施工した場合は、助成金額が1.5倍</p> <p>(4) 申請件数 34件(市内事業者施工22件、市外事業者施工12件)</p>	対象工事	助成金額	窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換	2,000円/箇所 ~ 18,000円/箇所	床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事	30,000円/式 ~ 100,000円/式	上記の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事	30,000円/式 ~ 70,000円/式
対象工事	助成金額								
窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換	2,000円/箇所 ~ 18,000円/箇所								
床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事	30,000円/式 ~ 100,000円/式								
上記の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事	30,000円/式 ~ 70,000円/式								

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	2,672	5,000	
負担金補助及び交付金		2,672	5,000	エコリフォーム助成金
人件費 B	0	1,897	1,902	
職員人工数		0.24	0.24	
職員人件費		1,897	1,902	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	4,569	6,902	
Cの財源内訳				
国庫支出金		1,231	2,500	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他		1,441	2,500	環境基金
一般財源	0	1,897	1,902	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	分譲マンション共用部分バリアフリー化 助成事業費	9H3H	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を補助することにより、地域における良好な住宅ストックとして、高齢期に適した住宅の整備、住環境の向上を促進するため。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	建設当時にバリアフリー規定が無かった経年の分譲マンションの管理組合に対して、バリアフリー化に関する工事費用の一部を助成することにより、高齢期に適した住まい・まちづくりを推進する。
事業概要	分譲マンションの共用部分におけるバリアフリー化工事費について1棟あたりの事業費100万円を限度に、その3分の1を補助する。(1棟当たり補助の上限は333千円)
実施内容	(1) 対象者 1棟につき21戸以上の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築されたもので51戸以上のもの、及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。)の管理組合 (2) 助成対象工事箇所 ①外部出入口等 ②床面 ③廊下等 ④階段 (3) 助成対象工事例 ・出入口などの段差解消のスロープ設置 ・共用玄関戸の引き戸への取り替え ・階段、廊下(傾斜部)に手すりの取り付け (4) 申請件数 9件(外部出入口部2件、廊下等1件、階段6件)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	1,997	1,998	
負担金補助及び交付金		1,997	1,998	バリアフリー改修費助成金
人件費 B	0	1,423	1,427	
職員人工数		0.18	0.18	
職員人件費		1,423	1,427	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	3,420	3,425	
Cの財源内訳				
国庫支出金		499	499	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
市債		998	999	バリアフリー改修費助成(補助率1/2)
その他				
一般財源	0	1,923	1,927	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	既設市営住宅駐車場設置事業費	911F	事業分類	ハード事業
根拠法令	尼崎市公有財産規則		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成15年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	市営住宅の敷地内において、駐車を許可し使用料を徴収している市営住宅と、空きスペースに駐車しているが使用料を徴収していない市営住宅があり、市営住宅駐車場利用者の費用負担の公平さに欠けるため、駐車場を整備し、適正な使用料を徴収する。
対象(誰を・何を)	駐車場が整備されていない市営住宅
求める成果(どのような状態にしたいか)	公有財産の適正管理を行うため、使用料が徴収できるよう駐車場として整備し、受益と負担の原則や公平性を確保する。
事業概要	既設市営住宅の敷地内で、車両がとまっている空きスペースに駐車場を整備する。
実施内容	平成15年度から既設市営住宅23住宅の空きスペース利用者などに対して、説明会や個別訪問を行い、駐車場整備に理解を求め整備工事を実施した。 駐車スペースの舗装や区画線引、車止めの設置や排水設備を基本とした駐車場の整備を行った。 南武庫之荘改良住宅15棟の駐車場整備(21台)が、平成26年度に完了し、23住宅全てにおいて、駐車場整備が完了した。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	25,885	25,800	0	
役員費	0	18	0	完了検査手数料
工事請負費	24,740	25,782	0	駐車場整備工事費
委託料	1,145	0	0	駐車場整備工事設計委託料
人件費 B	9,372	2,691	3,598	
職員人工数	0.89	0.33	0.44	
職員人件費	7,250	2,635	3,522	
嘱託等人件費	2,122	56	76	
合計 C(A+B)	35,257	28,491	3,598	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	35,257	28,491	3,598	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市営住宅建替事業費	911U	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法等		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	旧耐震基準により建設された市営住宅の老朽化への対応、耐震性能の確保及びバリアフリー化を図るため、計画的な建替等を進める。
対象(誰を・何を)	旧耐震基準により建設された市営住宅
求める成果(どのような状態にしたいか)	市営住宅の建替に伴い、耐震性能やバリアフリー性能など、一定質の確保された住宅を供給するとともに、管理戸数の漸減を図る。
事業概要	旧耐震基準により建設された市営住宅のうち、特に中層ラーメン構造の市営住宅については、耐震性能やバリアフリー性能に課題があるため、土地の高度利用や集約化を図りながら、計画的な建替等を進める。
実施内容	<p><平成26年度実績> 当面、老朽化した市営住宅のうち、効率的かつ円滑な集約建替の可能性を考慮し、市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅等を中心に建替事業を行う。 ・市営武庫3住宅第1期建替事業(時友住宅及び(仮称)蓮川第2住宅)について、PFI事業者と契約を締結し、その後、PFI事業者は設計に着手するとともに、時友住宅の対象者の移転支援業務を行った。 ・市営武庫3住宅第2期建替事業の事業化に向けて、宮ノ北住宅及び西昆陽住宅を対象にPFI導入可能性調査を行った。その結果、宮ノ北住宅を市営武庫3住宅第2期建替事業として、PFIアドバイザー業務に着手した。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	23,607	126,477	2,465,972	
需用費	7	11	33	消耗品等
委託料	23,532	56,093	21,716	PFIアドバイザー業務委託等
公有財産購入費	0	68,855	2,441,330	PFI事業費
補償補填及び賠償金	0	1,395	2,440	移転料等
その他	68	123	453	
人件費 B	13,654	26,019	26,087	
職員人工数	1.67	3.22	3.22	
職員人件費	13,604	25,475	25,536	
嘱託等人件費	50	544	551	
合計 C(A+B)	37,261	152,496	2,492,059	
Cの財源内訳				
国庫支出金	9,165	32,802	1,177,135	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
市債		16,900	1,157,100	PFI事業費
その他				
一般財源	28,096	102,794	157,824	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市営住宅建替等検討調査事業費	911V	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	旧耐震基準により建設された市営住宅の耐震性能の確保するため、建替や耐震改修等を計画的に実施する。また、高齢化等への対応を図るため、新耐震基準により建設された中層の片廊下型の市営住宅にエレベーターを計画的に設置する。
対象(誰を・何を)	旧耐震基準により建設された市営住宅、新耐震基準により建設された中層の片廊下型の市営住宅
求める成果(どのような状態にしたいか)	市営住宅の耐震診断結果を踏まえ、市営住宅耐震化等基本計画を策定し、順次、耐震改修や建替等を行うことで入居者及び周辺住民の安全性を確保する。
事業概要	耐震性に課題がある市営住宅の耐震性能を確保するため、建替、耐震改修工事の検討を行う。建替については、管理戸数の削減についても併せて検討する。耐震性に課題がない中層の片廊下型の市営住宅について、高齢化等への対応を図るため、エレベーターの設置を検討する。
実施内容	<p><平成26年度 実績> 旧耐震基準により建設された高層の市営住宅の耐震診断(実施期間:平成23年度~平成25年度)の結果を踏まえ、中層住宅を含めた市営住宅の建替等の基礎調査を行った。 また、新耐震基準により建設された中層の片廊下型の市営住宅にエレベーターを設置するため、現地を調査し、エレベーターの設置位置等を検討した。 このような調査・検討の結果に基づき、公共施設マネジメント基本方針を踏まえて、市営住宅耐震化等基本計画(素案)を作成した。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	4,145	0	
需用費	0	62	0	消耗品費
委託料	0	4,082	0	建替等検討調査業務委託費
旅費	0	1	0	職員旅費
人件費 B	5,624	7,178	8,996	
職員人工数	0.68	0.89	1.11	
職員人件費	5,499	7,028	8,806	
嘱託等人件費	125	150	190	
合計 C(A+B)	5,624	11,323	8,996	
Cの財源内訳				
国庫支出金		2,041		社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	5,624	9,282	8,996	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	富松住宅維持管理事業費	9L1B	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	35 富松住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	富松住宅敷地内で生じた人身・対物事故に対応するために、施設の所有者(管理者)である市が賠償責任保険に加入する。
対象(誰を・何を)	富松住宅入居者
求める成果(どのような状態にしたいか)	敷地内で人身・対物事故が生じた場合、保険により補償する。
事業概要	富松住宅の施設賠償責任保険料
実施内容	<p>富松住宅は、これまで尼崎市民共済生活協同組合が建物を所有(土地は市の普通財産)し管理してきたが、消費生活組合法の改正に伴い事業継続できなくなったことから、平成25年4月1日に富松住宅事業を同組合から市に承継し、市が管理・運営している。</p> <p>富松住宅敷地内で生じた人身・対物事故に対応するために、施設の所有者(管理者)である市が賠償責任保険に加入する。</p> <p>補償内容 身体 1名100,000千円 1事故500,000千円 財物 1事故20,000千円</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	73	73	74	
役務費	73	73	74	施設所有者(管理者)賠償責任保険料
人件費 B	407	474	476	
職員人工数	0.05	0.06	0.06	
職員人件費	407	474	476	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	480	547	550	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	480	547	550	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	富松住宅指定管理者管理運営事業費	9L1F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	35 富松住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

①事業概要

事業実施趣旨	富松住宅の管理にあたって指定管理者制度を活用しており、その指定管理経費である。
対象(誰を・何を)	富松住宅入居者
求める成果(どのような状態にしたいか)	富松住宅の適正な管理とともに、概ね10年間で住替えの完了
事業概要	指定管理者による富松住宅の管理運営経費
実施内容	<p>富松住宅は、これまで尼崎市民共済生活協同組合が建物を所有(土地は市の普通財産)し管理してきたが、消費生活組合法の改正に伴い事業継続できなくなったことから、平成25年4月1日に富松住宅事業を同組合から市に承継し、市が管理・運営している。</p> <p>富松住宅の管理・運営は、指定管理者である富松ナビみらい(株)大道プロモンス、(株)地域環境計画研究所、(株)アローライフコミュニティ、(合資)マツシテイの4社グループが実施している。指定管理期間は平成25年度から平成27年度までの3年間である。</p> <p>富松住宅総戸数 150戸(5棟) 入居戸数 平成25年4月1日 115世帯 平成26年4月1日 105世帯 平成27年4月1日 92世帯</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	9,539	11,848	13,739	
委託料	9,539	11,848	13,739	指定管理者に対する委託料
人件費 B	2,851	1,897	1,902	
職員人工数	0.35	0.24	0.24	
職員人件費	2,851	1,897	1,902	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	12,390	13,745	15,641	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,390	13,745	15,641	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	富松住宅管理基金積立金	9L1M	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立富松住宅管理基金条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	40 土木費
施策	19 住環境		項	40 住宅費
			目	35 富松住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	石澤 浩一		

① 事業概要

事業実施趣旨	富松住宅の管理等に要する経費の財源を確保するため、条例により尼崎市立富松住宅管理基金を設置しており、富松住宅家賃・駐車場使用料、尼崎市民共済生活共同組合からの承継資金等の歳入をもって管理・運営している。
対象 (誰を・何を)	尼崎市
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市が管理する10年において、前半は基金の積立、後半は基金の取り崩しを行い、歳入歳出のバランスを取りながら、管理・運営を行う。
事業概要	将来的な富松住宅の管理等に必要な財源を確保するため、富松住宅の管理に係る収支余剰金を積み立てる。
実施内容	富松住宅の管理等に要する経費の財源を確保するため、条例により尼崎市立富松住宅管理基金を設置しており、富松住宅家賃・駐車場使用料、市民共済生活共同組合からの承継資金等の歳入をもって管理・運営する。 基金残高 平成25年3月31日 0円 平成26年3月31日 79,147,737円 平成27年3月31日 112,006,000円 平成27年5月31日 136,121,000円

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	109,328	26,793	19,800	
積立金	109,328	26,793	19,800	富松住宅管理基金への積立金
人件費 B	815	474	476	
職員人工数	0.10	0.06	0.06	
職員人件費	815	474	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	110,143	27,267	20,276	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	110,143	27,267	20,276	

(このページは白紙です)